

ると思ひますけれども、漁業者の安全を確保し、あるいは安心を確保する、この前の長官の答弁では家族の方も心配をしているというお話をありましたが、まさに石川県の漁業の方々は、家族から行かないでくれと引き止められるという中でやつぱり出漁せざるを得ないという状況でございます。

是非この辺について検討をお願いをしたいと思いますが、長官、答弁をお願いします。

○政府参考人(佐藤一雄君) 山田先生の御質問にお答えいたします。

本件につきましては、この十九日の日でございましたが、石川県の漁業協同組合と石川県の漁業者の皆様方が来庁されまして、この石川県の漁業者の皆さんのが近海だけではなく大和堆にも出漁するということで、一つは安全確保とミサイル発射の阻止、二つ目は、さらに安全確保のための海上での情報連絡体制の構築、三つ目に大和堆での水産庁及び海上保安庁等の船舶配備について直に要望を伺ったところでございます。

私どももいたしましては、これまで関係省庁と連携しまして、ミサイル発射に関する情報を受けまして、漁業無線局、都道府県及び漁業団体に対しまして関係漁船に対する情報提供等を内容とする漁業安全情報を発出しているところでございます。また、発射した後は関係漁船の安否確認を行つてきましたのであります。引き続き迅速な情報提供等に努めていくこととしているところでございます。

また、今先生の方からお話をございましたが、取締り船の配備につきまして具体的に言及をすることは差し控えさせていただきますが、やはりこの日本海については重点的に取締りを行う必要がある海域と認識しまして、取締り船の配備を努めているところでございます。

万が一にこの漁船に不測の事態が生じた場合は取締り船が現場に急行するなど、漁業者の方が安心して操業できるよう、今後とも連絡体制を密にするとともに、引き続き海上保安庁との連携にも努めていきたいと、このように考へているところ

でございます。

○山田修路君 ありがとうございました。

やっぱり水産庁の姿勢というのが大変漁業者にも心強く聞こえるということがありますので、是非しっかりと対応するということでお願いをした

いと思います。

次に、濵谷審議官に来ていただきておりますが、TPPの関連で御質問をいたします。

二十一日にベトナムのハノイでTPPの十一か国が閣僚会合が開かれました。私もハノイに出かけおりましたけれども、なかなか、各国の意見が隔たりがあつて共同声明の取りまとめには相当御苦労をいただいたというふうに思います。今回の大臣会合についての成果、どのような成果があつたのかについて、濵谷審議官にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(濵谷和久君) お答え申し上げます。ハノイで、先生御指摘のとおり、二十一日、TPP閣僚会合が開催されました。十一か国、いろいろ議論をいたしましたが、十一か国の結束が重要であるとともに、モメンタムを維持する必要があるということで一致をいたしまして、閣僚声明を発出するに至ったところでございます。

閣僚声明の内容は、第一に、出席した各國がTPPの戦略的、経済的意義を再確認した上でTPPの早期発効を追求すること、第二に、そのためアメリカの参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を事務方、政府高官に指示すること、第三に、選択肢の検討は十一月のAPEC首脳会談、首脳会合までに完了させることといった内容が盛り込まれたところでございます。また、我が国のイニシアチブを期待している国もたくさんございまして、七月に日本で首席交渉官クラスの高級事務レベル会合を開催することが決定されたところでございます。

今後、この閣僚声明に沿いまして、十一か国が結束を維持しながら、TPPの早期発効のための具体的な方策を検討していくこととなります。我々も踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

が国が持つ求心力を生かしながら各國と緊密に連携して、十一月に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○山田修路君 ありがとうございました。

そういう状況であるわけですが、一方で、日本とアメリカの間では、現在、日米経済対話ということで麻生副総理そしてペンス副大統領がヘッドとなつてこの対話を進めるということになつております。一方で、ロス商務長官やライトハイザー

が修正されるとともに、TPPの話でございますけれども、これは仮定の話でございますけれども、これはルールの分野だけなくて、やはり

市場アクセスについてもそういう問題もあるの

ではないかというふうに思います。

仮定の話ですけれども、こういった見直しの作業が行われる場合には、農林水産業の分野で我が

国が不利益を被るということがないようにしっかりと対応していく必要がありますけれども、これはルールの分野だけなくて、やはり

市場アクセスについてもそういう問題もあるの

ではないかというふうに思います。

仮定の話ですけれども、こういった見直しの作業が行われる場合には、農林水産業の分野で我が

国が不利益を被るということがないようにしっかりと対応していく必要がありますけれども、これはルールの分野だけなくて、やはり

市場アクセスについてもそういう問題もあるの

ではないかというふうに思います。

○政府参考人(濱谷和久君) お答え申し上げます。

ハノイで、発効を実現をし、アメリカがこの協定に復帰をしてもうよう促進をするということが大事だと思います。TPP以上の要求も求めてくる可能性が否定できません。日米の二国間での交渉は拒否をして、TPP協定、十一か国か十二か国

かあれですかけれども、とにかくTPP協定の早期

発効を実現をし、アメリカがこの協定に復帰をし

てもらうように促進をするということが大事だと思います。TPP協定、十一か国か十二か国

かあれですかけれども、とにかくTPP協定の早期

発効を実現をし、アメリカがこの協定に復帰をし

てもらうように促進をするということが大事だと思います。TPP協定、十一か国か十二か国

が踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○山田修路君 ありがとうございます。

TPP、今の合意されたTPPの協定については、当然、米国、アメリカの参加を前提とした内容が盛り込まれているわけあります。このTPPは、あるいはもっと少ない国でやる場合に

は、アメリカの参加を前提とした内容が修正されます。一方で、ロス商務長官やライトハイザー

が修正されるとともに、TPPの話でございますけれども、これはルールの分野だけなくて、やはり

市場アクセスについてもそういう問題もあるの

ではないかというふうに思います。

TPPの話ですけれども、こういった見直しの作業が行われる場合には、農林水産業の分野で我が

国が不利益を被るということがないようにしっかりと対応していく必要がありますけれども、これはルールの分野だけなくて、やはり

市場アクセスについてもそういう問題もあるの

ではないかというふうに思います。

TPPの話ですけれども、こういった見直しの作業が行われる場合には、農林水産業の分野で我が

国が不利益を被るということがないようにしっかりと対応していく必要がありますけれども、これはルールの分野だけなくて、やはり

市場アクセスについてもそういう問題もあるの

ではないかというふうに思います。

○政府参考人(濱谷和久君) お答え申し上げます。

ハノイで、発効を実現をし、アメリカがこの協定に復帰をし

てもらうように促進をするということが大事だと思います。TPP協定、十一か国か十二か国

かあれですかけれども、とにかくTPP協定の早期

発効を実現をし、アメリカがこの協定に復帰をし

てもらうように促進をするということが大事だと思います。TPP協定、十一か国か十二か国

かあれですかけれども、とにかくTPP協定の早期

発効を実現をし、アメリカがこの協定に復帰をし

ておく必要があると思います。まさに、TP

を

P11なりあるいは小さい国の合意になつていくときに、アメリカを前提とした内容の見直しが行われるかどうか、これから議論ですけれども、いずれにしろ、このTPP11を進めていく際に日本の農林水産業が不利にならないように是非しっかりと対応していただきたいと思います。大臣、お願ひいたします。

○国務大臣(山本有二君) 農林水産省いたしましては、TPPの今後の選択肢の検討に関しまして、米国の出方や影響も注視しながら、我が国の農林水産業を守つていく上で何が望ましいかという観点から、農林水産物のセンシティビティーを十分に踏まえつつ、政府としてしっかりと対応していく必要があると考えております。

内閣官房と緊密に連携して対応してまいりたいというように考えております。

○山田修路君 しっかりとお願いをしたいと思います。

これから農工法の質問に入りますので、濱谷さん、お忙しいので、もし委員長のお許しがあれば結構です。

○委員長(渡辺猛之君) 濱谷内閣審議官、退室いただいて結構です。

○山田修路君 ありがとうございます。

それでは、農工法の質問に入ります。

これは昭和四十六年に制定をされたわけでございますが、私が五十年代の前半に、この農工法を所管をしておりました當時農林省の構造改善局就業改善課というところで仕事をしておりますが、非常に私は懐かしい法律でございます。

制定当時ですけれども、昭和四十六年当時は、米の生産が過剰になつてゐることで、大規模な農業、生産性の高い農業を育成していくといふことがある一方で、大都市周辺では工場等が非常に過密になつてゐるという状況がありました。この中で農工法が制定をされてきたわけですが、この実績、またこれの評価について、磯崎副大臣にお伺いしたいと思います。

○副大臣(磯崎陽輔君) お答え申し上げます。

P11なりあるいは小さい国の合意になつていくときに、アメリカを前提とした内容の見直しが行われるかどうか、これから議論ですけれども、いずれにしろ、このTPP11を進めていく際に日本の農林水産業が不利にならないように是非しっかりと対応していただきたいと思います。大臣、お願ひいたします。

○国務大臣(山本有二君) 農林水産省いたしましては、TPPの今後の選択肢の検討に関しまして、米国の出方や影響も注視しながら、我が国の農林水産業を守つていく上で何が望ましいかという観点から、農林水産物のセンシティビティーを十分に踏まえつつ、政府としてしっかりと対応していく必要があると考えております。

内閣官房と緊密に連携して対応してまいりたいというように考えております。

○山田修路君 しっかりとお願いをしたいと思います。

これから農工法の質問に入りますので、濱谷さん、お忙しいので、もし委員長のお許しがあれば結構です。

○委員長(渡辺猛之君) 濱谷内閣審議官、退室いただいて結構です。

○山田修路君 ありがとうございます。

それでは、農工法の質問に入ります。

これは昭和四十六年に制定をされたわけでございますが、私が五十年代の前半に、この農工法を所管をしておりました當時農林省の構造改善局就業改善課というところで仕事をしておりますが、非常に私は懐かしい法律でございます。

制定当時ですけれども、昭和四十六年当時は、米の生産が過剰になつてゐることで、大規模な農業、生産性の高い農業を育成していくといふことがある一方で、大都市周辺では工場等が非常に過密になつてゐるという状況がありました。この中で農工法が制定をされてきたわけですが、この実績、またこれの評価について、磯崎副大臣にお伺いしたいと思います。

○副大臣(磯崎陽輔君) お答え申し上げます。

農工法は昭和四十六年に制定されました。それ以降、平成二十五年度末まででございますが、一万九千四百十四ヘクタールに立地済み、八千九百二十社の操業、六十一万六千人の雇用が生まれたところでございます。

評価につきましては、平成二十七年に行つたアンケートによりますと、市町村からは、雇用機会の増大、農村からの人口流出の防止に資したものと評価をいただいております。

また、農業構造の改善の観点から見てみます

と、平成二十六年三月時点での都府県におきまして、農工実施計画を策定していない市町村の担い手への農地集積率が三〇%であるのに対し、農工実施計画を策定している市町村では約四〇%となりております。農業構造の改善にも非常に役立つてゐるというお話がありました。

○山田修路君 ありがとうございます。

この四十六年の制定当時には、対象の業種は工

業といふことに限定をされておりました。その後、昭和六十三年の改正では、工業に加えて道路貨物運送業など四業種が追加をされてきたわけでございます。このように、これまで業種を限定をして推進をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふことにしてしまったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しております。このように、これまで業種を限定をして全就業者に占める工業等の就業者数のウエートが低下しているという状況にござります。他方、今日、農村におきましては高齢化ですか人口減少が進展しております、地域コミュニティの維持などにも影響が見られるようになつてきております。

そうした中で、農村地域の様々な農業者、地域

ある発展の観点から、太平洋ベルト地帯以外の地

域への工業再配置の政策が講じられておりまし

た。また、農業、農村サイドからは、農業の構造

改善を図る必要がございました。

そうした時代背景の下に、農工法につきましては、労働集約的であつて現に農業から転職する方

の割合が最も高い、しかも農業従事者の雇用に確

保に資する産業ということで、工業を農村地域に導入することによりまして農業と工業との均衡あ

る発展を図ることを目的として制定されたもので

ございます。さらに、その後、同様の考え方に基

づきまして、昭和六十三年に、農村地域での就業

機会の一層の増大を図るといった観点から、対象

業種を現行の五業種に拡大したところでございま

す。

このように、農工法の対象業種につきましては、その時々の産業の事情ですか農村の現状を踏まえて、農業従事者等の雇用の確保に資するも

のであって、農工法の目的である農業と導入産業との均衡ある発展を図る上で適切なものが定められてきたところであるというふうに考えてございま

す。

○山田修路君 まさに、農業構造の改善にも非常に役立つてゐるというお話をありました。

○山田修路君 ありがとうございます。

この四十六年の制定当時には、対象の業種は工

業といふことに限定をされておりました。その後、昭和六十三年の改正では、工業に加えて道路貨物運送業など四業種が追加をされてきたわけでございます。このように、これまで業種を限定をして推進をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しております。このように、これまで業種を限定をして推進をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

にすることとしたのか、その理由をお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法の対象業種でございますが、工業等五業種に限定されてきたところであります。しかし、産業構造が変化しま

す。このように、これまで業種を限定をして推進

をするということでありましたが、この限定期をしていた理由をお伺いをしたいと思います。

○山田修路君 今までそういう考え方でやってきて

たわけですから、今は業種を限定しない、

産業一般とするということにしたわけでございま

す。これは、やはり今までとは考え方があまり変わつてないということだと思います。

○山田修路君 なぜ、今回こういうふうに産業一般といふこと

に

役立つという形で、是非、そういうふた持続的な産業を起こしていくか、導入をしていくと、うことでやつていいただきたいというふうに思います。

今具体的な条文に入りますけれども、第四条の基本計画、そして第五条の実施計画の中で、公害防止に関する事項を今回、義務的記載事項から除くということにしております。

法律制定当時は、やはり公害というのは大変大きな社会的問題であつたわけであります。その注目度は確かに減少をしているとは思いますが、地球環境問題など、やはり、公害防止と言つのが適当かどうか分かりませんけれども、環境を守つていくということは非常に大事な要素であると思います。

義務的記載事項からこの公害防止を除外する理由についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(佐藤速水君) 現在の農工法におきましては、この第四条第二項の都道府県の基本計

画の記載事項の規定、第五条第三項の市町村の実施計画の記載事項、この規定におきまして公害の防止に関する事が義務的記載事項とされております。これは、委員御指摘のとおり、当時、公害が社会問題化していた昭和四十二年に公害対策基本法が制定されたことを受けまして、昭和四十六年に制定された農工法におきましても、この農村地域における工業導入に当たつて公害防止に関する事が重要であるという認識から義務的な記載事項とされたところでございます。

今般の農工法改正に当たりまして、この計画記載事項につきまして見直しを行いました。この公害の防止に関する規定につきましては、昭和四十六年当時と異なり、現在では公害防止対策について個別法が整備をされています。そういったことを踏まえるとともに、最近の地域振興立法ですか地域産業立法等の立法例では、公害防止に関する事項を都道府県や市町村が定める計画記載事項としている例がございません。また、国が定める基本方針におきまして、現在でも農村地域への工

業等の導入の目標に關しまして、公害のおそれ

が、先ほど、檍崎副大臣からも構造改善に非常に効果があつたというお話をありました。やはりこれは非常に大事なことだと思いますし、それから農業従事者の就業を促していくこと、このことも大事だと思います。特に今回、産業一般を対象業種

を図るといった旨が記載されておりまして、改正後におきましても同じことを記載することとしておりますので、公害防止対策が後退することにはないと考えられますので、この際、工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項を計画記載事項から削除するということにしたところでございます。

○山田修路君 ありがとうございます。
先ほども言いましたけれども、公害防止という文言はこだわらないですけれども、やはり農村の環境の維持とか改善とか、そういうことはやはり、この工業導入あるいは産業導入といふんでしょうかね、これから、政策にとつても重要なこと、また住民の暮らしにとつても非常に大事なことだと思いますので、例えば国が定める基本方針と、まだ住民の暮らしにとつても非常に大事なことだと思いますので、例えば国が定める基本方針などでこの環境の維持とか保全とかについても是非記載をしていただきたいと思いますが、どうで

しょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) 現行の基本方針においても、この農村地域への工業の導入等の目標の中、先ほど申し上げたとおり、公害のおそ

れのない業種、公害防止設備を完備した企業の導入を図る旨が明記をされております。また、その他農村地域への工業等の導入に関する重要な事項といた項目の中で、自然環境の維持、形成に努め

るとともに、農村地域の環境の保全に十分配慮す

るといった旨の記載がございます。

このことにつきましては、法改正後におきまし

ても同様に基本方針につきまして記載

をするということにしてございます。

○山田修路君 ありがとうございます。是非、そ

の点をお願いをしたいというふうに思います。

また、同じく四条、五条の関係でございますが、これまで任意的な記載事項でありました農業

従事者の就業の目標あるいは農業構造改善の目標について義務的記載事項とすることとしておりま

す。この理由についてお伺いをしたいと思いま

す。そして、既に造成を行つてある農工団地で十分活用されていないところがあります。企業が立ち地していない用地、遊休の工業用地と言われておりますが、千四百ヘクタールに達しているという

ことでございます。なぜこのように遊休の工業用地が残っているのか、今後どのように活用していくのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(佐藤速水君) 現時点におきましては、農業構造改善の目標ですとか農業従事者の就業の目標、これらは市町村の実施計画におきまして義務的記載事項とされておりました。これらの目標に係る規定につきましては、その後、平成二十二年でございますが、義務付け、枠付けの見直しに伴いまして義務的記載事項

から任意記載事項になりました。

今般の法律改正に当たりましては、この実施計画における記載事項といしまして一定の整理を行いました。まず、この第一条の目的規定におきまして、農業とその導入される産業との均衡ある発展ですか、雇用構造の高度化に資するといつたこの法律の目的達成の手段として規定された措置に直接関わる目標につきましては義務的記載事項としまして、他方、目標を達成するために行う措置につきましては任意の記載事項とする、こういった整理を行いまして、導入産業への農業従事者の就業の目標ですか、導入と相まって促進する

べき農業構造の改善に関する目標、これらにつきましては義務的記載事項としたということござ

ります。

これらの遊休工場用地につきましては、優良農地を確保する観点から、この法律改正後の国的基本方針におきまして、造成済みの遊休工場用地の活用を優先するといった旨を明記したいというふうに考えてございます。

○山田修路君 まさに、これまで造成したもののが使われていないという話は大変もつたない話でありますので、今お話をありましたように、遊休工場用地をまずは活用していくということを是非推進していただきたいというふうに思います。

そして、今回の農工法の改正について心配をする声もあります。優良農地の壊滅が進むのではないかといつた声であります。

農工地区を設定をしていくという際に、この優良農地の確保という要請などどのように調整をして

いるのか、どのように行つてあるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(佐藤速水君) 今般の農工法の改正法案におきましては、優良農地を確保する観点から、産業の施設用地と農用地等との土地利用調整がこれまで以上にしっかりと行われるようだ、そ

ういう仕組みを設けることとしております。

具体的に申し上げますと、まず、国が策定する基本方針におきまして、土地利用調整につきましては四点ございますが、一点目は、農用地区域での開発を優先すること、二点目は、既存の産業導入地区内に造成済みの遊休地がある場合にはその活用を優先させること、ただいま答弁申し上げたとおりでございます。また、三番目に、農業による効率的な利用に支障が生じないようになると、四点目に、導入される産業の面積規模が最小限度であること、こういったことを國の基本方針に書き込むこととしております。

さらに、主務大臣が都道府県の基本計画を、ま

た、都道府県が市町村の実施計画をそれぞれ同意協議を通じまして確認をするということにしております。

このように、適切な土地利用調整の手順、段階を踏むことによりまして、優良農地を確保しつつ、農村地域の就業の場の確保を図つてまいりたいというふうに考えております。

○山田修路君 ありがとうございます。

是非、優良農地の確保についてのいろんな調整をこれまでやつてこられていると思いますけれども、引き続きしっかりと、あるいはこれまで以

上に優良農地の確保について対応していくべきだと思います。

また、今国会に、地域未来投資促進法案と言わされておりますけれども、企業立地促進法の改正法案が提出をされております。この法案は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に高い経済的波及効果を及ぼすという、地域経済牽引事業の制度をつくるといった内容であります。この改正によつても優良農地の壊滅が進むのではないかというふうな心配の声もありますけれども、優良農地の確保をどのように進めていくのかについて併せて答えていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤速水君) この地域未来投資促進法案でございますが、地域の成長発展の基盤強化を図る上で重要な法案であるといった認識でござ

ざいます。このため、丁寧な土地利用調整を図る

ための計画制度を新たに措置することといたしまして、それによりまして優良農地の確保を図られるようとしているところでございます。

具体的に申し上げますと、農工法と同様に、まず、国が策定する基本方針におきまして、土地利用に関し、農用地区域外での開発を優先する、遊休地があればその活用を優先する、農業上の効率的な利用に支障が生じないようにする、必要最小限の産業導入の規模とするといったことを明確にすることにしておりましますし、さらに、主務大臣が都道府県等の基本計画を、また都道府県が市町村の土地利用調整計画をそれぞれ同意協議を通じま

して確認することとしております。
以上申し上げましたように、農工法の改正法案と同様の仕組みをこの地域未来投資促進法案でも用意いたしまして、その仕組みを通じて優良農地の確保を図つてしまいたいというふうに考えております。

○山田修路君 この優良農地の確保は非常に大事な問題でありますので、是非このことについて

しつかり対応していくこと、そしてまた、しつかりその旨も自治体なりあるいは関係者に説明をして、運用がいいかげんにならないように是

非対応していた。だいたいというふうに思います。この工業導入の関係で、工業団地があちこちでできている、農工団地以外にもいろいろあるわけですけれども、結構やはり郊外で行われることが多いわけでござります。そして、いろんな地域で、やはり造成した工業団地の近くに熊であるとかイノシシが出没をするというような事態もよくお聞きをします。朝散歩をしていたら襲われたという話があつたりして、そういうことがありますと、この法律の目的である農村地域への工業あるいは産業の導入についても、やはりなかなか難しくなるというふうに思うわけでござります。昨年の十二月ですか、臨時国会で与野党の皆さんのおかげで全会一致で鳥獣対策特別措置法の改正も実施をしたわけでござりますけれども、いろ

んな努力にもかかわらず、今申し上げましたよう

に、農工団地あるいは工業団地のある近くでもやはり鳥獣被害が出ていることもあります。この鳥獣による被害、これどのようになつているのか、今申し上げたのは人に対する被害でございますが、特に農産物についての被害の状況についてお伺いをしたいと思います。被害の状況について地域差があるのかどうかも含めてお答え願いたいと思います。

意欲が減退するなど、被害金額として数字に表れる以上に農山村に深刻な影響を及ぼしているという認識でございます。

この被害状況を地域別に見ますと、北海道が四十六億円と最も多く、次いで関東十都県で三十二億円、九州七県で二十九億円の順で多くなつております。一方、東北六県は十四億円、北陸四県で

五億円と、比較的被害金額が小さい状況でござります。

四国、九州では鹿、イノシシの被害が全国の約三割を占めています。また、関東の栃木県、千葉県や北陸などではイノシシの生息域が拡大をしておりまして、東北の青森県、宮城県などでは鹿による被害が拡大していると、こういった状況にございます。

○山田修路君 ありがとうございます。

これは工業導入に限らず、地域に人々を呼び戻そうとするときに、この鳥獣被害対策、非常に重要だと思います。

少し時間がまだありますけれども、始まる時間が少し遅れたので、最後一問だけお聞きして、質問をやめたいと思います。

鳥獣害対策についての取組についてお伺いをし

て、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(佐藤速水君) 農水省におきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金ということで、本年度予算額九十五億円を計上いたしまして、一つは侵入防止柵の設置ですとか、捕獲わなの導入、追い払い活動など、地域ぐるみで行う鳥獣被害防止のための取組を支援しております。また、鹿やイノシシの生息数を半減させるという政府目標の達成に向けまして、一頭当たり八千円を給付しているところでございます。さらに、捕獲等の対策の担い手といたしまして、市町村が設置をする鳥獣被害対策実施隊につきまして、予算上の重点支援ですか普及啓発によりましてこの実施隊の

設置促進と体制強化を図っております。
引き続き、関係省庁とも連携して、被害軽減に
向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えて
おります。

に、大臣にちよつとお伺いをしたいことがござります。
前文部科学事務次官の前川氏が、加計学園の獣医学部新設に関する總理の御意向文書についてマスコミに証言をされました。なぜ証言をしようかと思つたんですかという問い合わせに対し、政府の中でどのような意思決定があるのか国民が知ることは民主主義の基本だからというふうにおっしゃっております。これ、当たり前のことなんですね。まさにそのとおりなんですよ。

五十二年ぶりに獸医学部の新設、いわゆる岩盤規制に穴が空くわけでありまして、この影響がどういうものなのかということを農林水産省所管省庁としてどのような議論をしたのか、その農林水産省での議論が全く見えないんですね。そして、国家戦略特区諮問会議、ここで山本農水産大臣の御発言を見てみますと、大変に前のめりな発言をしておられる(ふう)ことで、御懸念

を全く示されていないわけあります。本当に、例えば獣医師の数が増えて供給過剰にならないかとか、あるいは新たな分野、これ具体的にどのくらいの需要があるのかとか、そういう検討、検証というものはしっかりとしたのかどうか、そしてその上で三大臣合意に至つたのか、全く見えないので、その辺りを改めてお伺いしたいと思いまます。

○國務大臣(山本有二君) 今回の獣医学部の設置につきまして、昨年十一月九日の国家戦略特別区域諮問会議では、その取りまとめ文書にもござりますとおり、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進、あるいは地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するためであるというようにされておりました。

現状におきまして、獣医師の数自体が全般的に不足しているという状況にはないという認識は変わつております。そして、そのような新たな需要であるという指摘について、新たな需要があるとの前提であれば、獣医学部全体の需給に大きな影響を与えるものではないことから、当省は特に異議はないとしてきましたのでございます。

また、十一月九日の国家戦略特別区域諮問会議では、獣医師の新たな需要に対応した獣医学部新設がなされるのであればという前提で、当省としての課題の解決、すなわち産業動物獣医師の確保が困難な地域が現実にあり、こうした地域的課題の解決につながる仕組みとなることを期待するという旨の発言を行いました。

いざれにいたしましても、大学設置には文部省がしつかりとした手続を踏んでいただけるだろうし、また、一国の制度、仕組みの特別な扱いにつきましては内閣府が考えていただけるわけでございまして、私いたしましては、産業動物獣医師の確保、そういうものを発言したところでございます。

○徳永エリ君 いや、それは違うと思いますよ。

もう供給過剰になつて、獣医師になつた人が生活をしていけないといふことも今後考えられるわけですから、やっぱり農林水産省内で相当な懸念をもつてしつかり議論しなければいけない問題だと思ひます。

これ、麻生財務大臣も大変に御懸念を示しておられましたよね、規制緩和がうまくいかなかつたら誰が責任を取るんだと。所管省庁の農林水産大臣の責任は大変に重いです。

私たちも、とにかく農林水産省の中でこの問題についてどういう議論があつたのかということを知りたいんです。ですから、私たちが分かるようなものを、この前川氏もはつきり言つております。意見決定があるという、どういう意見決定が基本だということありますから、しつかり私たちが分かるよう御説明をいたくか、それなりの資料を出していただきたいということをお願いをさせていただきたいと思います。

○委員長(渡辺猛之君) 後刻理事会で協議いたしました。

○徳永エリ君 そして、農業改革についても、参議院の決算委員会で、麻生財務大臣は、山田委員に、規制改革推進会議が主導する一連の農業改革の進め方にどういう感想と印象を持っているのかお聞きをいたしました。

この答申を受けて、閣議決定を受けて、答申の中にも閣議決定するというこの答申の内容、これ大変な問題だと思うんですよ。

この答申を受けて、閣議決定を受けて、農林水産省としてはどのように対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(磯崎陽輔君) お答え申し上げたいと思います。

農業者が農業用ハウスを設置する場合において農地にコンクリート張りをするケースがあるわけですがございますが、このようなケースの場合は、現行の農地法上は、農地転用に当たり、転用許可を要するとともに固定資産税も上昇するということございまして、こういう扱いについて農業者が改善を求める声も出でるわけでござります。

○徳永エリ君 いや、それは違うと思いますよ。

お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(山本有二君) 規制改革推進会議は、総理大臣の諮問機関でございます。その所管事務の範囲内で意見述べているものであるというよう認識しております。

農業政策の企画立案及び執行に当たりましては、その権限は農林水産省でございます。その意味におきまして、農林水産大臣たる私が責任を持つて対応してまいります。

○徳永エリ君 是非そうしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

さて、規制改革推進会議が二十三日、規制改革に関する第一次答申をまとめて、総理大臣に提出したということであります。先日、日農新聞の一面の記事に、植物工場などの施設園芸のためにコンクリートで舗装した圃場も地目を農地のままで認めるよう検討するということに関して、答申の中にも農地における新たな農業生産施設・設備の利活用推進として検討項目になっています。六月にも閣議決定するといふこの答申の内容、これ大変な問題だと思うんですよ。

この答申を受けて、閣議決定を受けて、答申の中にも農地における新たな農業生産施設・設備の利活用推進として検討項目になっています。六月にも閣議決定するといふこの答申の内容、これ大

変な問題だと思うんですよ。

確かに、北海道でも、施設園芸の盛んな地域に行きますと、その首長さんたちに、徳永さん、コンクリートで農地を固めてガラスハウス造りたいんだよ、それができないのでコンクリートブロックを使っていろいろ実験しているんだけれども、なかなかうまくいかないので何とか規制緩和してもらえないだろうかと言われます。でも、私は、駄目ですと言つているんです。既存の農家の方だつたらまだしも、これから企業が入つてきても、うまくいかなかつたら撤退するんですよ。撤退したらどうなりますか。コンクリートで固めてしまつたら、もう二度と元には戻らないんです。ですから、今だけの問題じゃなくて、これから先のことにもしつかり考えながら対応していただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

それから、新たに参入する企業が地目を農地のままでも植物工場を建てるということは、企業の農地所有ということになります。現行の農地法では、企業は農地を所有できないということになつていています。閣議決定の後、農林水産省で検討するということでありますから、これ施設園芸だつたらいいという話ではありませんから、しっかりとこの点も含めて御検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そういうものもあるわけじゃございませんで、規制改革推進会議から言われたというわけではなくて、もとよりこの問題を少し議論はしなきやならないのは、農林水産省としてもずっと関心を持っていたことでございますので、いろいろと先生の今からまた御指摘をいただくのかもしれません、いろいろな御指摘を踏まえながら、総合的に認識しております。

農業政策の企画立案及び執行に当たりましては、その権限は農林水産省でございます。その意味におきまして、農林水産大臣たる私が責任を持つて対応してまいります。

○徳永エリ君 今の御答弁を聞いておりますと、農地等々含めて、審議がなされていないのが一番の問題だというふうにおっしゃっているんですね。確かに、これまでの農業改革に関しても、農林水産省の中での議論が私たちには全く見えないんですね。

今回のこの農工法の改正に関しても、これ、元々は規制改革推進会議の提案から始まつたといふことはもうみんな分かつていてありますから、農林水産省としては規制改革推進会議の提案に対してそれこそどういう議論をしているのか、どういう検討、どういう検証をしているのか、そもそも本当にしているのかどうか、大臣、受けたことがあります。

○政府参考人(大澤誠君)　ただいま副大臣からお話をありましたとおり、この問題につきまして、農業ハウスの農地法の取扱いをどうするかにつきましては、まさに今後検討を進めるということでござります。先生の御指摘のような話も現場からもよく聞いております。ですので、現時点でこれをどういう農地法上の扱いにするか、こういうことも含めて、何ら予断を持つては現時点ではありません。これから検討するということをご存じなさいます。

○德永エリ君 これから慎重に検討していく。ただくことになると思いますけれども、先ほど申し上げましたけれども、検討のプロセス、意思決定プロセスがしっかりと見えるように検討していただきたいといふに思います。

そして、今回の農工法の改正によって、これまでの工業等五業種から、業種の限定を外して全産業、サービス業にまで土地利用の機会を開くことにした、この理由について改めて伺います。

○大臣政務官(矢倉克夫君) お答えいたします。

となるよう、今般、対象業種の限定を廃止する」とどいたしたところであります。
○徳永エリ君 地域によって事情も様々だと思思いますけれども、今地方の町村はもう人口減少著しい、高齢化、限界集落という状況であります。導入する産業によつては、そこで暮らしている人の年齢と勘案して、果たして、例えば農家レストラントなんかができる、もう高齢者しかいないような地域の雇用を拡大することにつながつていくのかどうかという問題もありますし、やっぱり地域の事情を

その結果でございますが、法案には、まず、これが策定する基本方針におきまして、土地利用調整に関する申し上げますと、農用地区域外での開拓を優先する、遊休工業用地があればその活用を優先する、農業上の効率的な利用に支障が生じないようになります。また産業の面積が必要最小限の規模であると、これを基本方針で明確に書くということに加えまして、主務大臣が都道府県の基本計画を同意協議を通じてしつかり確認する、また都道府県が市町村の土地利用調整計画を同意協議を

なお 企業の農地所有要件の異なる緩和といふことにつながらないかということをごさいますけれども、この問題につきましては、もう從来からお答え申し上げているとおり、法人が農業から撤退したり産廃置場になるのではないかというような農業、農村現場の懸念もよく伺っております。こういうことも含めて慎重に検討が必要だと考えておりまして、まずは、現行の制度の下でいろいろな形での規制緩和は既に行つております、その中、その制度の現場での実態、これを見てやつていくということが大事でございまして、この農業ハウスの問題とは別に検討するべき問題だと考えております。

○徳永エリ君 もう一回確認しますが、農工法で植物工場を造ることができるようになるわけですね。土地利用ができるわけですね。さらに、企業が地目を農地のままで植物工場をコンクリートで舗装して建てられるということになれば、これは企業が農地を所有するということになりますよね。

○政府参考人(大澤誠君) これも農村地域工業導入促進法の問題とも少し別だと思つておりますて、先ほど副大臣からもお話をあつたとおり、あくまで、現在農家の方がコンクリート張りをするという場合に転用許可に当たるので、税の問題もありますし、農業者から改善の声があると、これを踏まえての検討をやつてみると、それでどうぞいります。それ以上のことにつきましては、何ら今予断を持つてないわけではございません。

今日の農村ですが、高齢化人口減少が都市部に先駆けて進展をいたしまして、地域コミュニティ機能の維持等にも影響が見られるようになつてはいるところであります。そのような中にあって、農村を振興するにはどうすればいいのか、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、農業以外の選択肢を用意することにより就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となつていて理解しております。そこで、農工法ですが、農工法の対象業種は工業等五業種に限定をされておりますが、産業構造が変化をいたしまして、全就業者に占める工業等の就業者数のウエートが低下をしている中、農業地域、農村地域に就業機会を確保して農村の振興を図るために、地域に存在する資源を活用した産業や立地ニーズの高いサービス業など、工業等以外の産業を立地、導入することが必要となつております。

このような観点は、平成二十八年十二月にアンケートをいたしましたが、千二百八十七市町村にアンケートをいたしましたが、実施計画策定済みの七百三十二市町村のうち、過去五年以内に百一十九の市町村に対しても現行の五業種以外の業種についての立地の照会があつたという回答を得ることからも裏付けられるところであります。

これらを踏まえまして、農産物直売所や地域資源を生かした地域内発型産業や福祉・介護サービスなど立地ニーズの高い業種の立地、導入が可能

しっかりと見ながら、どういう産業を導入していくらいいのかと、企業の都合だけではなくて、先ほど内発型というお話をありましたけれども、そういう一つ対応をしっかりとしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

それから、農工法の関連施策であります経済産業委員会で審議された未来投資促進法によつて農地法令を改正し、第一種農地を、農振法の関係では農業生産基盤整備事業完了後八年未経過の農地とも転用禁止を適用除外にする、つまり転用可能にするということになります。

これまで転用はできないとされてきた優良な農地をなぜ転用可能としたのか、その必要があるのかともよく分かりません。経済産業省との調整があつたのか、あつたとしたら農林水産省としてはどんな懸念を示されたのか、その点についてもお伺いいたします。

○政府参考人（佐藤速水君） この地域未来投資促進法案でござりますけれども、地域の成長発展を図る上で重要な法案であると認識しております。

我々といいたしましては、丁寧な土地利用調整を図るために計画制度が設けられる、これが大前でございますが、そういう一つの土地利用調整を図るためにしたかった計画制度が設けられるという前提に立ちまして、農地法に關わる配慮規定を設けることとしたところでございます。そういった観点から、この法案の作成過程におきまして、経産省の方としっかりと議論、調整を行わせていただきました。

じしてしっかりと設けたところだと思います。

そのような仕組みは農工法の改正法案と同様でございまして、そういうことから適切な土地利用調整が図られるということになりますので、申請地転用を認めるということにしたところでござります。

○徳永エリ君 農工法の改正で、全部の産業に土地利用を開くというだけでもう十分なんじゃないかと思うんですね。何で、第一種農地や基盤整備から八年未経過の農地まで、いわゆる優良な農地を転用可能にするのが全く分かりません。第一種農地は、土地改良事業の対象となつて、國の補助金や税金をたくさん使って整備した生産性の高い良好な条件を備えている農地です。違う目的に使用しなければならない理由、本当に分かりませんし、優良農地は農地として守つて、國民の食料生産のために利用しなければならないのではないかでしようか。優良農地を守るという岩盤規制に穴があけたなどということは、農業農村地域の未来に根本を残しかねない、そのことをしっかりと認識をしていただきたいというふうに思います。

優良農地といえば、中間管理機構に出され、其盤整備された農地の転用はどうなるんでしょか。いずれは転用も可能ということになるんでしょうか。お伺いいたします。

○大臣政務官(矢倉赳夫君) お答えいたします。

土地改良法改正による農地中間管理機構関連事業で基盤整備をした農地についての転用可能かしないか、いざれは転用も可能ということになります。

産のために利用しなければならないのではないであります。優良農地を守るという岩盤規制に穴を開けたということは、農業、農村地域の未来に根を残しかねない、そのことをしっかりと認識をしていただきたいというふうに思います。

優良農地といえば、中間管理機構に出され、其盤整備された農地の転用はどうなるんでしょか。いずれは転用も可能となるんでしょうか。お伺いいたしました。

○大臣政務官(矢倉克夫君) お答えいたします。

土地改良法改正による農地中間管理機構関連事業で基盤整備をした農地についての転用が可能かとお尋ねになります。

まして、どんどん競争させて駄目な人には出でないつてもららう、農水省は既得権益を守りたいだけだなんということも言われているんです。本当に分かつてない人たちがこうすることを議論しているんですね。

しかも、獣医師会の方々からも、今のこうした議論の現状については不満を持たれていて、自分たちは何か自らの既得権益を守るためにこうしてきたんじやないと。平成十五年、文部科学省から出された学校設置に関する規定の中で、医学部、あと獣医学部、そして船舶、これに当てはまらないものなら設置ができるとうなことなんですね。だから、言われたことを守つてきましたが、何か自分たちが自分たちの既得権益でも守ろうとしているような捉え方をされるのは非常に残念だというようなことをおっしゃっていました。

これ、農水省の入らない中で獣医学部の設置についていろいろまた議論もされているんですけども、その中において、これ文科省の担当の方が、獣医学大学については、獣医師養成という社会的な使命を担つていて、その適正規模を検討するに当たつては将来における獣医師の社会需要の見通しを踏まえる必要があるということが基本的な考え方だ。そして、これまで農林水産省における獣医師の需給の見通しを基に入学定員に関わる検討を行つてきている。農水省からの需給見通しを踏まえて、獣医師については必要な養成規模がもう既にあるので更に拡充する必要はないといふ。まさに大臣は、学校設置のところは所管外だとこれまで答弁されてきて、何かそこは逃げの答弁されているなどいふ印象を受けるんであります。

がなされて、どうにもならなかつたんだろうといふふうに私は思つてゐるんです。

そういう中にあつて、これからもつと農林水産省、大臣にも責任を持つていただきたい、しっかりと農林水産省としての役割を果たしていただきたいと思うんですね。まさにこの獣医師の需給バラシというものは非常に重要な視点だと思っていますけれども、大臣、もう一度、所管外だとおつしやらずに、責任持つてやるというふうに御答弁いただけないでしようか。

○国務大臣(山本有二君) 獣医師についての、産業動物医あるいは公務員獣医師についての責任を

○田名部匡代君 ございません。

○国務大臣(山本有二君) ございません。

○田名部匡代君 今日は局長もいらつしやつて

ますけれども、非常にすばらしい発信をしていま

○田名部匡代君 ますけれども、非常にすばらしい発信をしていま

二十一

」ざいます。

か。例えば、じや、これ、どんな産業でも導入で

明確に歯止めを掛けるべきだというふうに思うんですね。

縛りを掛けることが重要だと思いますけれども、これは大臣、大臣お願いします。いかがでしょ

このように、絶対数といたしましても、比率といたしましても農家世帯からの雇用者数が減少しておりますのは、この農工法制定当時の昭和四十五年の農業従事者数でございますが、一千五百六

きるのか、市町村が基本方針を定めれば、認められない産業というのはあるんですか。カジノなどとかホテルだとかパチンコだとか、その計画が立てば何でも認められるということでしょうか。

先ほど来の御答弁でも遊休地の活用の優先でありますとかいろいろおつしやつていましたけれども、こういうことで本当に歯止めが掛かるのかなど。

これは大臣、大臣お願いします。いかがでしょう。

十万人いらしゃいました。これに対し、近年、平成七年では約三百四十万人と大幅に減少しているといったことを反映しているのではないかというふうに考えております。

○政府参考人(佐藤速水君) 今般の法律改正においては、対象業種の限定を廃止することにしておきます。されば、業種でも立派で、専門人でできるといふものではなくて、たゞ、何らかの形で、社会に貢献する業種に該当するものは、その業種に就いては、いかななる規制も適用されなくなることになります。

法的に何にも縛りがないわけですよね。私はそれが問題だというふうに思つていて、きつちりといつぱり優良農地は守ると、そこは農業としてその土地を利用してほしいんだというふうにするべきだというふうに私は思うんですね。

例えば今、私の地元なんかでもそうですけれど

過剰人員でありました。そのときに工業立地が各地域で起こり、六十一万人という規模の人たちが就業を、農村を離れて出ていったしまったわけでございます。その結果として、農村という意味での人口がかなり減少してきたわけでございます。もはや今は、機械化や集約化によりまして、過

いうことなのか、そのことがまた農村の活性化であるとか所得の向上、こういったことにつながるというふうにお考えなのが、それはどういう根拠なのかということを教えていただけますか。

○政府参考人(佐藤速水君) 今回の農工法の改正法案、これ、現行法においてもそうでございますが、農村からの人口流出を防止して定住を促進することによって、都市からの農地への人口の流入を図る

て、この農工法及び今般の改正法の趣旨を踏まえますと、産業の立地、導入によりまして地域の農業者の安定した就業機会の確保ができると、それと産業の導入に伴う土地利用調整で地域の農地保有の合理化が図られるといったような農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要であると、このことは基本方針に明記をしつゝお考えになります。

田舎の方に行つたらなくて、みんな何とか、もう苦しいから仕事をつくりたいだと企業を誘致したいだとかというのが自治体のもしかしたら本音にあるかもしれません、全てとは言わないけれども。

そうなつたときに、遊休地の活用を優先なんて言うけれども、中山間でなかなか使われていない

剩人員を吸収する力というものはかつてのようには存在しません。むしろ、これ以上人口が減少していくと、農村の崩壊といふところまで達したわけでございます。その意味において、副業農家でも家族労働でも、家族の中に勤めていただく方もいれば農業に専念していただく方もいれば、ともかくその農村というエリアで何とか家族の数を維持していただきたい。

といったことから、様々な農業者や地域住民が暮らしていけるように産業の立地、導入を促進しようとするものでございます。

その上で、具体的な導入業種につきましては、地域の実情を踏まえた立地ニーズですか企業立地ニーズですか雇用の実現の見通し、これを最もよく知る市町村が都道府県の同意を得て実施計画に定め

のような土地で交通の便も悪いところに何かつくらうというよりは、場所が良くて広くていいところに企業を持つていただきたいというのは当たり前じやないんでしょう。そのときに、きつちりとここの駄目なんだよと、農業活動を頑張ってくれとい

その意味においては、工業というものは、もはやどのような大きな企業に頼みましても工場を立地するということはあり得ない。むしろ海外進出ばかり検討しているわけでございますので、その意味においては、工業の五業種といふものを外

提供するといったような、農業者が培った知識で、すとか経験を生かすことによりまして高齢者が活躍できるような場が新たに生まれるといったことも考えられますし、他方、地域の特産物を活

○田名部匡代君 農業従事者の就業が確保をされるようなものであればつまりは何でもいいといふことですか。もう一度お願ひします。

うふうにしていかなかつたら、なし崩し的に私は
優良農地が使われてしまふのでは、転用されてい
くのではないかなどといふうに思つてゐるんで
す。

用した六次産業化に取り組みたいと、そう考えると兼業農家の若者が、新たに立地をいたしました農業関連産業に就業してそこに専念するといったようなケースも考えられるのではないかというふうに思つております。

○田名部匡代君 私、そういうことには賛成なんですね。まさに地域の農業者の皆さんと一緒に作って、地域で作ったものを生かしながら農業レストランだとか六次産業だとか進めるのは、どんどん応援してあげていただきたいと思うんです。

でも、今回の法案はそうじやないじやないです。

○政府参考人(佐藤速水君) 一つは、農業者の安定期を定めた就業機会が確保できるということ、もう一つは、この産業導入に伴う土地利用調整で地域の農地保有の合理化が図られるといったような、言つてみれば、農業と導入産業との均衡ある発展から見て問題ないといったようなことを市町村が検討し判断した上で実施計画に盛り込むということで、その実施計画が都道府県知事の同意を得られた場合には、その計画に従つて産業の立地、導入が図られるということでござります。

先ほど徳永委員からもありました、経産省の出した未来投資何とか推進法、経産省のやることは経産省に任せておけばいいし、そこに何も農地の転用なんて入れることはない。やっぱり、私は、農水省は農水省の今までやつてきた、まさに誇りを持つて今までどおりきっちりと頑張ってほしいというふうにいつも応援しているんですけども、こんな法案を出してきて、何かこうやつてがんばる、あがあ言わなきやいけなくなるじゃないですか。（発言する者あり）そうなんです。

農産物も売れるわけでございます。そんな意味におきまして、その事例を幾つか見る限りにおいては、新しい産業、サービス業、そして農泊で可能なようなシステムというようなものの誘致したときには、むしろ農村に人口が定着するのではないかと。そして、農工法の射程距離はもはや今日まで届かなかつたというような反省を込めて、改正をするべきだということになつたわけでございます。

さて、その一方で、御心配の農地が荒れるのではないかなどいうことでございます。農地は、土地

プラス水でございます。この土地と水の融合の生産基盤を失つてはならないということは、もはや申し上げるまでもありません。それで、特に一旦それを崩壊させてしまうと水の手当でができないなるということが最も大事なことでございまして、その重要なことを勘案しながら、その生産性が低くならないような形での、例えば、集約化するとき、あるいは不整形を整形するとき、条件不利地域をあるいは矯正するときというようなことも考え併せながら、農地が単なる農振地域における農用地から甲種農地になり一種農地になりしたときには、従来の農地の転用手続にのつとりながらも、県の計画あるいは市町村の実施計画、そういったものを正確に把握しつつ、それでこの転用の手続を進めていくということでございまして、我々、農村の重要なかけがえのない農地を安易に転用するという法律ではないということを御理解いただきたいと思っております。

一方、官邸の関与についての事実関係は、松野大臣や山本幸三大臣の国会での答弁においても否定しているところでございます。このため、文部科学省としては、改めて調査を行うことは現在考えておりません。

なお、従来より、出所や入手経路等が明らかになつた文書であつても、国の機関の政策の意思形成過程に関わるもの、公にすることにより個人や法人の利益を害するおそれがあるものなどの文書については、その存否を含め、明らかにしないこととなつております。

○櫻井充君 済みません、質問に答えてください、調べていないなら調べていないで結構ですか。これは専門教育課内で保存されていると、この専門教育課というところについては調べたんですか。この事実だけ説明してください。

○政府参考人(義本博司君) 文科省が五月十九日に行いました調査におきましては、専門教育課の紙の共有ファイル、それから専門教育課の共有電子フォルダの中に当該文書があるかどうかについての調査を行いまして、それがなかつたという点についての確認をしているところでございます。

○櫻井充君 分かりました。

じゃ、そうすると、前事務次官がおつしやつていることと文部科学省が今おつしやつていては、これ、違うということによろしいんですね。

○副大臣(義家弘介君) 今年一月に文部科学省を退職された前川氏の発言についての報道がなされることは承知しておりますが、文部科学省としてコメントする立場にございません。

○櫻井充君 いや、コメントじやなくて、それはあると言つているんだけど、まあいいでしよう、そうであれば、どちらが正しいかについて、前川前文部科学省の事務次官の参考人招致をお願いしたいと思います。

○委員長(渡辺猛之君) 後刻理事会で協議いたし

○櫻井充君 しかし、このペーパーは本当に大変

なべーパーなわけですよ。これ、平成二十八年の九月の二十六日の時点ですよ、まだ。十一月九日に決まる前の時点で、平成三十年四月開学を大前に、逆算して最短のスケジュールを作成し、共に決まりたいと。しかも、ここの中に、官邸の最高レベルが言つていることなんだと、ここまで言つてはいるわけです。こういうことであつたとすれば、我々がずっと追及してきていたように、最初からどうやって加計学園に獣医学部を新設できるのかということをみんなやつたというだけの話じやないです。

そして、しかも、ここにあるとおり、これは官邸の最高レベルが言つていていること。多分、総理が直接文部科学省やそれから農水省に話をしたとは私は思えません。先ほどから申し上げているところの措置だと認識しております。開学時期を含めまして、実際に設置される大学の内容につきましては、その後の文部科学省における設置認可の審査に委ねられるものと認識しております。したがつて、内閣府、文科省の共同告示における平成三十年四月という時期は、事業者にとって条件ではなく、目指すべき時期との性格を持つものだと認識しております。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。ここにあるとおり、平成三十年四月開学を大前提に、逆算して最短のスケジュールを作成して、それを共有していただきたいと、こういう発言をされましたことがあります。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。委員御指摘の報道や報道に取り上げられている文書につきましては、文部科学省が行つた調査の結果、該当する文書の存在が確認できなかつたと認識しているだけです。(発言する者あり)聞いていませんから、そんなこと聞いていませんから、余計なこと言わないでください。

○櫻井充君 別に私は、この紙は見ていますけど、こういうことをやつたのかどうかの事実を確認しているだけです。(発言する者あり)聞いていませんから、そんなこと聞いていませんから、改めてお伺いしますが、じゃ、藤原審議官は、いろいろ話合いをするはあるんでしよう。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。ただいま委員から御指摘のございました、こういった管理職レベルとの議論は、恐らくこの時期、報道にございます九月から十月であれば二回ないし三回行われたことがあつたと認識しております。

文書の内容につきましてお答えする立場にございませんけれども、委員御指摘の加計学園の三十一年四月開学を大前提にしていたのかという問い合わせます。まだ制度改正の前でござりますので、当然、具体的な自治体や事業者も未定だった

わけでございます。そのようなことを前提にした議論を行つたことはございません。

なお、そもそも、獣医学部設置という特例措置でございますが、これは、この特例を受けた事業者がようやく大学設置の認可申請を行うことができるようになるといった手続全体から見れば、入口の措置だと認識しております。開学時期を含めまして、実際に設置される大学の内容につきましては、その後の文部科学省における設置認可の審査に委ねられるものと認識しております。したがつて、内閣府、文科省の共同告示における平成三十年四月という時期は、事業者にとって条件ではなく、目指すべき時期との性格を持つものだと認識しております。

今回の共同告示におきます目指すべき時期の設定に当たつても、地域のニーズに応えて本制度改正の制度化と事業の実施をスピーディーに行う必要があるという問題意識の下、できるだけ早い開學時期を選択肢の一つとして事務的に議論をしていたということです。

○政府参考人(藤原豊君) 報道にある九月、十月の時期……(発言する者あり)事務的に様々な議論を行つていただけます。そうすると、問題は、もうこの時点で三十年四月開学を大前提に、そういう発言をされたことがあるかどうかということをお伺いしているんです。

○政府参考人(藤原豊君) 報道にある九月、十月の時期……(発言する者あり)事務的に様々な議論を行つていただけます。そうすると、問題は、もうこの時点で三十年四月開学を大前提に、そういう発言をされたことがあるかどうかということをお伺いしているんです。

○櫻井充君 そうすると、これは九月の二十六日に今治市の分科会がございました。今後の進め方につきまして、この日程は定かではございませんけれども、この時期、文部科学省と、先ほど申し上げたような二回ないし三回御議論をさせていただいたという記憶がございます。

○櫻井充君 そういうことなんですよ。今後の進め方についてちゃんと議論しているはずなんですね。今後の進め方についての内容がどうなのかと

いたり、内閣府から文科省への方的な伝達といふことで三十年四月開学を大前提に、そういう発言をされたことがありますので、内閣府としてお答えする立場にございません。

○櫻井充君 報道にあるような昨年秋頃でございますが、第一回の今治市分科会が開催されたといふこともあり、関係省庁と今後の進め方などについて事務的な議論を行つておりました。その際、本件につきまして、官邸の最高レベルが言つている、総理の御意図だと聞いているなどとお伝えしたことはございませんし、また、総理からもそうした指示等は一切ございません。

○櫻井充君 そうすると、これは九月の二十六日なので、九月のこの辺の時期にこういう議論を始めているわけですよね。それはそれでよろしいんですね。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、九月の二十一日まで言つてはいるわけです。こういうことであつたとすれば、我々がずっと追及してきていたように、最初からどうやって加計学園に獣医学部を新設できるのかということをみんなやつたというだけの話じやないです。

そして、しかも、ここにあるとおり、これは官邸の最高レベルが言つていていることなんだと、ここまで言つてはいるわけです。こういうことであつたとすれば、我々がずっと追及してきていたように、最初からどうやって加計学園に獣医学部を新設できるのかということをみんなやつたというだけの話じやないです。

○櫻井充君 そうすると、これは九月の二十六日でございませんけれども、委員御指摘の加計学園の三十一年四月開学を大前提にしていたのかという問い合わせます。まだ制度改正の前でござりますので、当然、具体的な自治体や事業者も未定だったわけでございます。そのようなことを前提にした議論を行つたことはございません。

なお、そもそも、獣医学部設置という特例措置でございますが、これは、この特例を受けた事業者がようやく大学設置の認可申請を行うことができるようになるといつた手続全体から見れば、入口の措置だと認識しております。開学時期を含めまして、実際に設置される大学の内容につきましては、その後の文部科学省における設置認可の審査に委ねられるものと認識しております。したがつて、内閣府、文科省の共同告示における平成三十年四月という時期は、事業者にとって条件ではなく、目指すべき時期との性格を持つものだと認識しております。

今回の共同告示におきます目指すべき時期の設定に当たつても、地域のニーズに応えて本制度改正の制度化と事業の実施をスピーディーに行う必要があるという問題意識の下、できるだけ早い開學時期を選択肢の一つとして事務的に議論をしていたということです。

○政府参考人(藤原豊君) 報道にある九月、十月の時期……(発言する者あり)事務的に様々な議論を行つていただけます。そうすると、問題は、もうこの時点で三十年四月開学を大前提に、そういう発言をされたことがあるかどうかということをお伺いしているんです。

○櫻井充君 そうすると、これは九月の二十六日でございませんけれども、委員御指摘の加計学園の三十一年四月開学を大前提にしていたのかというだけの話じやないです。

○櫻井充君 そうすると、これは九月の二十六日でございませんけれども、委員御指摘の加計学園の三十一年四月開学を大前提にしていたのかというだけの話じやないです。

有していただきたないと。ですから、今お話をあつたとおりのことはこれ言つているんですよ。別にこの紙がある、ない、関係ないんです。これがこういう内容のことなんかどうかということを議論しているだけの話ですからね。

その中でいろんなことが言われているわけですが、文部科学省と、審査をする際の留意点を出が必要性はある。これは、文部科学省側から、やはり何でも無条件で認可することはできないから、文部科学省として審査する際の留意点を出す必要性があることは理解すると、そういうふうに発言されてきています。

そうすると、文部科学省も、内閣府からこういう話が来たときには、やはりおかしいので、問題点が随分あるので留意点ありますよと、そういうことを言つたことはありますか、話合いの中で。

○政府参考人(松尾泰樹君) 今内閣府からもありましたように、二十六年より内閣府と文科省との間で度重なる調整を続けておりました。昨年秋頃には、ちょうど、内閣府からもございましたように、今治市の分科会の開催などのために、内閣府側それから文科省側、様々なレベルでの対応者を替えながらの打合せを行つてきたものでござります。

ただ一方で、特定の日にどのようなメンバーでどういう内容で協議したかについては現在確認できておりません。

○櫻井充君 まあいいでしよう。でも、そういうやり取りがなされているんです。

そうすると、もう一つ、多分これを受けてなんだと思いますが、これを受け、十一月の八日に今度は加計学園に対しての伝達事項と、これが今申し上げたとおり、審査する際の留意点を出す必要があるということだったので、この留意点が出来されて、加計学園への伝達事項として、文部科学省から加計学園にこういった内容が問題がありますよということを伝えた事実はありますか。

○副大臣(義家弘介君) まず、文部科学省に対し学部の新設を検討している学校法人から設置認

可の手続に閑わる問合せや相談が行われること
は、これはよくあることでござります。
その上で、学校法人加計学園からも設置認可の
手続等に関する相談や問合せがあつたことは考え
られます、それがいろいろ競争相手がいるので、當
然、こここの委員会で聞いても答えられないのは當
たり前なんですよ。ですが、もうこれは決まつ
ちゃつたんです。決まつたその手続そのものがお
かしいんじゃないかと思つてはいるから、こうやつ
て聞いているんですよ。

そうすると、昨日、調査チームの方でお答えい
ただいたのは、十一月九日前に加計学園とやり取
りしていませんといったことだつたんです。だけ
ど、懸念事項としてもしかすると加計学園に伝達
しなきやいけないといつて、早い段階から、要す
るに、なぜこんなことを早くやらなきやいけない
かといふと、最速でやらなきやいけないとなれば
いるなんことを考えてもらわなきやいけないから
多分伝達しているはずなんですが、これ十一月八
日付けの、かなり信憑性は私は高いと思っていま
すけれども、文部科学省の中でこれで本当に十分
だらうかというその議論をした形跡があるメール
の存在があるわけですよ、ここに。

これのまた真偽は確認してもどうせないとか分
かりませんと言つて終わりなので、改めてお伺
いしますが、十一月八日にこういうことを加計学
園の方に伝達したということはあるんでしよう
か。

○政府参考人(松尾泰樹君) 先ほど、義家副大臣
からも御答弁させていただきましたとおり、文部
科学省に対しまして学部の新設を検討していける学
校法人から設置認可の手続に係る問合せや相談、
これは行われること よくあることでございま

○加計学園からもその設置認可に關する手續の問合せ、あつたことはこれ考えられますけれども、その内容、詳細については、これは当該法人の利益を害するおそれがあるため、お答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○櫻井充君 文部科学省側から十一月九日の前に加計学園に懸念事項を伝えた事実というのにはありますか、ありませんか。

○政府参考人(松尾泰樹君) 繰り返しになつて恐縮でございますけれども、その時期、内容等々について公にすることにより当該法人の利益に害するおそれがあるため、お答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○櫻井充君 当該法人の利益をどういう理由で害するんでしょうか。

○政府参考人(松尾泰樹君) 例えば、組織の改廃等に関しましては経営判断に大きく関わるものでありまして、学校法人による設置申請のための問合せの状況については公表をしておらないところでございます。

○櫻井充君 済みませんが、これは設置申請の認可のためじゃないんですよ。

その前に、いいですか、結局、この加計学園ができる、加計学園というか歯医学部の新設のことろです。よ、あのワーキンググループの中でどういう議論されたかというと、このまんまじゃよどもじやないけど認められないから、たしかあれは八代さんだったと思いますが、何でもいいから特別なことを言ってくれと、特別なことを言つたら国際医療福祉大と同じように認可されるようになるからと、こういうことを言つて、全部めちやくちゃんことを言つて通つていつているわけですよ、はつきり言つて。だから問題視しているんですよ。

そして、このためにですよ、このためにどれだけの税金使われるんですか。九十六億ですよ、今治市は、今治市は、この九十六億の金使って、税収増幾らか知っていますか、皆さん。三千万ですか。

よ、三千万。三百二十年掛かるんですよ、回収に三百二十年も掛かるんですよ。これ、全部住民負担ですよ。

こんなことやつていていいんですか。正しい道筋でやつているんだつたら誰も文句言いませんよ。これは総理の極めて仲のいい方ですよ、この関係者が。そこの中で、総理の御意向、官邸の最高レベルの方が言つて、行政手続がねじ曲げられているから、だから問題視しているだけの話ですよ。何もこんな、行政手続がきちんとしているんだつたら、誰も何も言わないし、前川前事務次官とてこういふことをやらなかつたと思ひますよ。

やはり、これ、申し訳ないんだけど、この方々に話を伺ひしてもしようがないので、総理に、僕は獣医師のことも全部含めてきちんと御説明いたきたいので、是非この問題についての総理出席での集中審議をお願いしたいと思ひます。

○委員長(渡辺猛之君) 後刻理事会で協議いたします。

○櫻井充君 それから、愛媛県知事がやはりおつしやつてているんですが、内閣府からアドバイスがありましたと。だけど、その内閣府のアドバイスがあつたというのは、四月の会見と、それから昨日、五月二十四日の会見、大分修正されてきましたて、藤原審議官がおつしやつているような内容に変わつてしまひましたが、それでも私は非常に不思議だったのは、新任の挨拶で内閣府を訪問した際に言われたと。この新任の挨拶で内閣府を訪問するつて余り僕は例を聞いたことがないんですよ。ですから、これは、常識的に考えると、内閣府の方からちよつとこちらに来てくればせんかと、そういう話をされた上で、担当者の方から國家戦略特区をやらされたらどうですかと、そういう助言を受けたと。この時点で助言は受けているんです。この時点で、済みませんが、これは愛媛県知事がおつしやつているんですけど、このときに提案してはどうかなと助言は受けましたと、そういうふうに言つてきています。

そうすると、問題はここなんです。自発的に行つたことなのか、それとも内閣府から言われて行つたのか。私は内閣府から何らかの形で紹介があつて行つたのではないかと思いますが、そこは違うんでしょうか。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。

前回の委員会でお答え申し上げましたとおり、確認をしましたところ、平成二十七年の春頃、これ日程は定かではありませんが、愛媛県庁と今治市庁の課長の方々が私どもの地方創生推進事務局に御挨拶に見えたといつことでございました。特に愛媛県庁の課長は新任の御挨拶ということで、事前にアポイントの申込みもなくお越しになりましたので、したがつて、その方々を文書等をもつて呼び出したということはございません。

○委員長(渡辺謲之君) 時間が参りましたので、おまとめください。

○櫻井充君 はい、分かりました。

都合のいいところだけはちゃんときちんと覚えていて、都合の悪いところはみんな記憶にない。まあ、しようがないなと思いますが。でも、繰り返しになりますが、やはり行政手続が本当にひどいこういうものを放つておくことはおかしいと思うし、それから情報公開法というのがちゃんとできてるんですから、もう少しきちんとした形で情報公開していただきたいというふうをお願いして、質問を終わります。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子です。

農村地域工業等導入促進法改正案について質疑ある発展を図るという要請から、農村地域における工業の立地を促進し、新たな雇用を創出するものとして制定されました。これまでこの法律に基づき、実施計画面積二万四千ヘクタール、そして、計画に位置付けられた企業の雇用の数、これは累計六十万人となつていて認識をしておりま

今回の改正案では、引き続き、農村地域で就業の場を確保するために、対象地域を工業等に限定せず、具体的には工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業に限定をさせていたところを、サービス業などニーズが高いほかの産業にも拡大する等の見直しを行つものでございます。

先ほど山田委員からの質問の中にもありましたけれども、優良農地確保の観点から、既に遊休している工業用地、千四百ヘクタールに上るというものでございますが、これを優先して利用すべきという意見が聞かれます。これは基本方針にその旨を明記するということでおざいます。が、有効活用するに当たつての課題は何か、状況を分析をされておりますでしょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) お答え申し上げま

遊休化している工場用地、一千四百ヘクタール余りございます。この遊休工場用地につきましては、基本方針におきましてその活用を優先する旨を明記をしたいというふうに考えてございます。課題をいたしまして、この遊休地の有効活用のために地域と企業との立地ニーズを合致させること、こういったことが課題ではないかというふうに考えております。そこで、具体的な導入業種につきましては、地域の実情を踏まえた立地ニーズですとか、企業立地、雇用の実現の見通し等を最もよく知る市町村が実施計画を定めるというようなこととしたところでござります。

○竹谷とし子君 これまで企業誘致が具体的にできなかつた、見込み違いであつたとか、景気要因、工場の海外展開などで、工業団地にしたけれども企業が来なかつたという厳しい現状をしっかりと見ていかなければならぬと思います。私も農村地域で生まれ育ちましたけれども、本当に企業に来てもらいたいです。でも、そう簡単には来てもらいうことができない。そういう状況の中で、今の遊休工業用地、活用するよう明記をしたとしておりまして。

この法律は、高度成長期に、農業と工業の均衡ある発展を図るという要請から、農村地域における工業の立地を促進し、新たな雇用を創出するものとして制定されました。これまでこの法律に基づき、実施計画面積二万四千ヘクタール、そして、計画に位置付けられた企業の雇用の数、これは累計六十万人となつていて認識をしておりま

た工業用地化をして結局使われないというようないふうなことがあります。これによって二つの計画が認定をされると、この事例が今回の法改正にどのように生かされたのか、伺いたいと思います。平成二十七年に現行農工法の対象業種以外であつても工業等とみなす特例措置が導入されています。これによつて二つの計画が認定をされないと、このふうに思います。

○政府参考人(佐藤速水君) 委員御指摘の地域再生法でござりますが、この事例が今回の法改正にどのように生かされたのか、伺いたいと思います。年、耕作放棄地が大きな問題となつております。これが年に生かされたのか、伺いたいと思います。年、耕作放棄地があつても、使い手がいなくて耕作されない農地、第一種農地であつても耕作をされないのでござりますが、これを優先して利用すべきという意見が聞かれます。これは基本方針にその旨を明記するということでおざいます。が、有効活用するに当たつての課題は何か、状況を分析をされておりますでしょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) お答え申し上げま

す。この特例措置に基づく地域再生計画でございますが、二件、山形県で平成二十七年十一月に認定をされております。もう一件は秋田県でございまして、これは本年三月に認定をされております。この二つの地域再生計画に基づく農工実施計画、これは今後行われる予定であると承知をいたしております。

現時点での両県の地域再生計画を見ますと、山形県におきましては、十五地区の農工団地約八十一ヘクタールにおきまして八百四十二人の雇用創出が見込まれております。また、秋田県では、四地区的農工団地七十七ヘクタールにおいて四百十人の雇用創出が計画に盛り込まれております。

新たに導入する産業の業種としては、電気業、コールセンター、社会福祉、介護事業など様々な産業が位置付けられているといふうに承知をしております。

○竹谷とし子君 この二つの県の計画でございますが、改正法に則した基本計画又は実施計画の策定見直しを行つて、前年に比べて二万五千ヘクタール減少しております。これは、荒廃農地等の開墾による増加が三千六百八十ヘクタール、東日本大震災等の自然災害からの復旧による増加が八百五十ヘクタールあつた一方で、耕地の荒廃による減少が一万六千二百ヘクタール、宅地等への転用による減少が六千六百七十ヘクタール、自然災害等による減少が一千四百三十ヘクタールあつた、以上の結果となりております。

○竹谷とし子君 直近一年で二・五万ヘクタール減つてゐるということで、一番多いのが荒廃農地になつてしまつた一・六万ヘクタールという御答弁だつたといたします。

○政府参考人(佐藤速水君) 我が国の農村でございますが、高齢化や人口減少が進行しております。農業就業者が高齢化、減少化するとともに、

集落を構成する人口も減少しております。これらを要因といたしまして、高齢者のリタイアですとか担い手の不足などが影響しているものと考えてございます。

平成二十六年に農林水産省が市町村に対しまして行いました調査を見ますと、荒廃農地の発生原因といったしましては、全ての農業地域、平場、中山間わず、高齢化、労働力不足、あるいは土地持ち非農家の増加、さらには農作物価格の低迷、こういったことが発生原因として挙げられております。これらの要因が重なりまして荒廃農地の発生につながっているものというふうに考えてございます。

○竹谷とし子君 高齢化、労働力不足というものが全ての農地において一番大きな要因、原因であるということでございます。これを食い止めていかなければ、毎年毎年これが累積を、これぐらいの二万ヘクタール前後が、そのうちの半分以上が荒廃農地であるということでございますので、これを食い止めなければならないと思っております。

そのため農地中間管理機構は一定の役割を、当然、費用、予算を投入しておりますので、それに見合った成果が出ているかということについては厳しく見ていかなければならぬとは思つておりますが、一定の成果を上げ始めているというふうに思いますが、必要な役割を持つているというふうに思つておりますが、農地中間管理機構の一年間の実績について伺いたいと思います。

○政府参考人(大澤誠君) 平成二十八年度におきます農地中間管理機構の担い手農家等への転貸実績でございますが、約四万三千ヘクタールでござります。

○竹谷とし子君 平成二十七年はいかがですか。

○政府参考人(大澤誠君) 同じ転貸面積ペースで平成二十七年は約七万七千ヘクタールでござります。

○竹谷とし子君 二年間合わせると一二万ヘクタール以上やつてあるということであると思いま

す。

荒廃農地となつてしまつた農地、先ほど御答弁でいたいたのが平成二十八年で一・六万ヘクタールということでございます。様々な要因があるかとは思いますが、それを中間管理機構で対処できなかつた理由は何でしょうか。

○政府参考人(大澤誠君) いろいろな理由あるかと思つておりますけれども、条件が悪い、それから借受け希望者がいないなどの理由によりまして、機構には借受け基準がございますが、公募をした際に借受け基準に適合しないということで借入れまで至つていないケース、こういうものが多

いというふうに認識しております、ここはやはり荒廃農地の発生防止、解消を図るために更に機構を活用していかなければならぬというふうに思つております。改正土地改良法等、いろいろ新しい制度も検討しておりますので、更に頑張つてまいりたいというふうに考えております。

○竹谷とし子君 農地であつても、やはり条件が悪いとか借りたい人がいないというものを機構で抱え込んでしまつては確かに不良資産になつてしまつということもありますので、優良農地に変えていくということが必要であると思いますが、借受人がいないという問題については、人手不足といふことが非常に大きな原因ともなつてゐるといふふうに理解をしております。

今優良農地であつても、時間とともに再生利用が困難となつていく農地もこの荒廃農地の中には、荒廃農地の中に優良農地があるのかどうか、ちょっとこの定義がよく分からんのですけれども、荒廃農地の中にも再生利用ができるものとできないものがあるというふうに聞いております。もう既に再生利用が困難と見込まれる農地といふのはどれぐらいあるのでしょうか。

○政府参考人(佐藤誠君) 荒廃農地でございますが、荒廃農地の全体の面積が平成二十七年度で申し上げますと二十八万四千ヘクタールでござります。このうち、再生が困難だと見込まれておりますのが十六万ヘクタールという状況になつております。

ります。

○竹谷とし子君 農地といつても、もう既に十六万ヘクタールが農地として利用することができない、再生することもできない、そういう状況になつてゐるということでございます。残りについて、再生利用は可能であるけれども、今耕作をしていない、耕作する人がいない、そのような状況にあるということについて、この法律で救えるものだとは思つておりません、別途対応が必要だと思いますけれども、それがこれ以上増えているように少くともしていかなければならぬと思います。

前回の質問で所有者不明の農地の問題について伺いましたけれども、あのときに相続登記がなされていない農地が九十三万ヘクタールぐらいといふふうに伺つたと思います。耕作放棄地というのと荒廃農地というのがまた別なものというのが今回勉強させていただいて分かつたんですけれども、先日の答弁では全農地を分母にしていたので、全体の二割ぐらいですといふ、そういう御答弁だつたんですが、荒廃農地を分母にすると三倍ぐらいということなんですね。ですので、この所有者不明農地というものの割合というのは非常に高いということで、是非農水省としても、先日も大臣から御答弁をいたしましたところではございませんが、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今回の改正で期待をされている方々がおいで下さい。バイオガス発電を農村地域で取り組もうとしている方々でございますけれども、今まで農地であるために認められなかつた、廃棄物、また畜のふん尿などでバイオガスを発生させて、それで天然ガスと同じようにガス発電をするという、そういうもので、メタン発酵によるバイオガス発電というのが今農村地域で少しずつ増えていると認識をしております。

〔委員長退席、理事舞立昇治君着席〕 このメタン発酵によるバイオガス発電の一番最初に固定価格買取り制度の認定を受けた方という

のは、実は農業者なんです。米どころ新潟県の米農家の後継者の方なんです。これから農業を考えいくに当たつて、御自分で八年ぐらいの前研究をされて、ドイツにも行き、ドイツの農家の

方々が農業をやりながら再生可能エネルギーにも取り組んでいるという、そういうものを勉強され

ますので、熱は普通はもう使い道がないと捨てて、農家としてこのバイオガス発電が非常にいいだらうということで取り組まれて、電気を売電するとともに、その熱を使って、熱と電気が生まれるだけですといふことですけれども、それをパイプハウスで温水にして土にはわせて温めると、日本海に面した非常に厳しいところにパイプハウスを造つて、そこで高級な果物を作つて、そして高級な果物屋さんに卸している。農業の技術があるのでそれが可能になつていると。そして、液肥もできます。それは、米農家さんに欲しいという人がいっぱいいるので、非常にいいものだということです、それを使うことによつてまた農業がなされていふるわけでございますけれども、それをパイプハウスで温水にして土にはわせて温めると、日本海に面した非常に厳しいところにパイプハウスを

造つて、そこで高級な果物を作つて、そして高級な果物屋さんに卸している。農業の技術があるのでそれが可能になつていると。そして、液肥もできます。それは、米農家さんに欲しいという人がいっぱいいるので、非常にいいものだということです、それを使うことによつてまた農業がなされていふるという循環型の農業にバイオガス発電を生かしておられる方がいます。

今回、そうしたバイオガス発電を地域の廃棄物、生ごみですとかあるいは家畜のふん尿ですとか、そうしたものを利用しながらつくる設備、太陽光発電より大きな面積は要りません、私も実際いろいろなところで見てきましたけれども、そういうものを造ることが今回の改正ができるようになるんでしようか。

○政府参考人(佐藤誠君) 今回の農工法の改正によりまして、対象業種について、工業等五業種の限定が廃止されます。このことによりまして、ただいま委員御指摘の木質バイオガス発電などのような地域内発型産業の立地、導入が可能となるところでございます。

具体的に申し上げますと、農業と導入産業、この場合は木質バイオマスでございますが、この土地利用調整について定めた国の基本方針に即して、市町村が導入される木質バイオマスの立地ニーズ、その立地、雇用の実現見通し等を踏まえ

が重要でございます。そのため、農林水産省としましては、六次産業化に取り組む農林漁業者の相談窓口として六次産業化サポートセンターを全国に設置しておりますし、六次産業化の発展段階に即した様々な課題にアドバイスできる専門家として六次産業化プランナーを登録しております。農林漁業者等から新商品開発、あるいは新たな販路の開拓、ブランド化、輸出対応や各種支援措置等に関する相談に対応する体制を現在整備しつつございます。

委員から御紹介がございましたよろず支援拠点は、中小企業等に専門的な助言を行うワンストップ窓口として、都道府県の中小企業支援センター等に設置していると承知しております。農林水産省としましては、よろず支援拠点など関係機関との連携強化を進め、六次産業化サポートセンターの相談窓口の充実を図りまして、農林水産業振興のためのサポート体制を進めたいというよう要するに、中小企業とそして農業と、そういうものが複合的に支援できる、そういう体制を組みたいというように思つております。

○竹谷とし子君 終わります。
○紙智子君 日本共産党的な紙智子でございます。冒頭、今日も議論になつていていますけれども、やはり加計学園をめぐつて、私も先日質問して、それで、獣医師の需要を所管する農林水産省及び厚生労働省において、今後の獣医師の需要の動向を明らかにした上で、ということになつていていますけれども、これが実際にどう議論されたのかといふ問題をめぐつては、その需給動向ということで、集中審議を農水委員会において参考人もちやんと呼んでやれるようにしていただきたいといふことをまず要請しておきたいと思います。

○委員長(渡辺猛之君) 後刻理事会で協議いたしました。
○紙智子君 では、法案ですけれども、農業競争

力を強化プログラムでは、農業及び関連産業の所得を増大させるとともに、地域社会としての農村を維持発展させるために、農村地域工業導入促進法を改正するというふうになっています。農村を維持発展させることと言つていますけれども、農業の将来像についてお聞きしたいと思うんです。

政府は、日本再興戦略において、今後十年間で全農地面積の八割が担い手によって利用され、米の生産コストを現状から全国平均比四割削減することを目指しました。

それで、二〇一三年の米の生産費は六十キロ当たりで一万五千二百二十九円ですから、約九千円にするということですね。二〇一五年の生産費は一万五千三百九円ですから、生産費は下がるどころか、百六十一円増えてしましました。ただ、日本再興戦略で掲げた目標は変えていないと。

そこで、その戦略を進める上で、土地利用型作物の農業構造がどうなつてあるかについて聞きました。お答えください。

○政府参考人(大澤誠君) お答えいたします。平成二十七年三月に、農業構造の展望というのを農林水産省として公表いたしてございますけれども、その際には、いろいろな仮定を置きました。土地利用型作物についていろいろな試算をしておりました。

それによりますと、構造改革が進んで担い手が耕地面積全体の八割を担うというふうに仮定した場合には、平成三十七年時点で、基幹的農業従事者に常雇いを加えた農業就業者が約三十万人以上必要だということを試算しております。そのとき担い手の経営面積合計は、土地利用型農業ですけれども三百万ヘクタールになると、そういうような展望を公表したことになります。

○政府参考人(大澤誠君)

現在の担い手が農地を

積・基幹的農業従事者数及び雇用者数について説明してください。

○政府参考人(大澤誠君) 申し訳ございませんけれども、その構造展望を示したものに相当する現在の面積というものは、そういう形での統計の集計からいきますと、今週公表した資料がござりますけれども、農地の中で担い手農家、これは認定農業者でありますとか認定農業者の基準に既に達した方でありますとか、そういう農家の方々が農地をどれだけ集積しているかということありますと、全体の約五四%がその農家の方に集積しているところでございます。

ただし、これはまだ基幹的農業従事者とは少し違つておりますので、先生へのお答えに、完璧に答えるものは今お持ちしておりません。ところどころでございます。

○紙智子君 ちょっと前もつてレクでいろいろやり取りしていたら、土地利用型という形での統計はないというふうに言つていたんですね。それで、平成二十二年当時の農業就業者数が二百十九万人、六十代以下は百二十四万人と、耕地面積は平成二十二年で約四百五十万ヘクタールで、平成二十八年でいうと四百四十七万ヘクタールだといふふうに答えていたんですよ。

それで、その次に、日本再興戦略で示した目標が実現できたときの姿、土地利用型作物において担い手が生産する面積、基幹的農業従事者及び雇用者の必要数はどのように見込んでいるかといつたところを目的として制定されたものでございます。

○紙智子君 もちろん、そういうことも状況あつたと思うんですけれども、しかし直接の契機としては、米の過剰問題や米の生産調整、いわゆる減反政策の開始の時期なんですね。米価の据置きに對応するための施策だつたんだやありませんか。

これ、大臣にお聞きします。

○国務大臣(山本有二君) でも実際、この四十六年当時にはまだ農村に人口吸収能力がございまし

たし、都会で失敗したときは、やっぱり両親は農家をやっているということで、田舎に帰れば何とか食費は貯えるというような時代がございました。しかし、機械化が進み、また人口が減り、多くの人たちが都会へ進出したわけでございまして、工業のみならず、農村はその意味におきまして人口減少が、もうこれ最小限になつてきました。ございまして、農村維持というような観点から、遠くへ出していくよりは、四十六年当時は近くの工業再配置を求めたわけでございますが、もは

万人減少するということになるわけですよ、漠とした中身で見てもね。相當な離農者が出るという推計になるわけです。こういう離農者に仕事をどう確保するか、離農者対策がこれ実は農工法に求められている役割なんじやないんだろうかと思うわけですね。

そこで、昭和四十六年、一九七一年に本法が立法化されたわけですが、その理由について説明をお願いします。

○政府参考人(佐藤速水君) 昭和四十六年当時でございますが、国土の均衡ある発展の観点から、太平洋ベルト地帯以外への地域へ工業再配置の政策が講じられておりました。農業、農村サイドでは農業の構造改善といったものが課題となつておられました。

そうした時代背景の下で、農工法ですが、労働集約的であつて、現に農業から転職する方の割合が最も高い、農業従事者の雇用の確保に資する産業であります工業を農村地域に導入するといったことを目的として制定されたものでございます。

○紙智子君 もちろん、そういうことも状況あつたと思うんですけれども、しかし直接の契機としては、米の過剰問題や米の生産調整、いわゆる減反政策の開始の時期なんですね。米価の据置きに對応するための施策だつたんだやありませんか。

これ、大臣にお聞きします。

○国務大臣(山本有二君) でも実際、この四十六年当時にはまだ農村に人口吸収能力がございま

また、六十二年に、工業にプラスして他四業種も求めましたけれども、それでもこれは、人口の歩留りはないということになりましたので、もはや何が何でも人口を維持するためには、こうした農工法の改正をし、様々なサービス業や新しい産業に来ていただいたことによつて人口が歩留まる。

労働集約的であつて農業從事者の雇用の確保に資するものであるといった觀点から、道路貨物運送業等の四業種を追加したものでございます。
○紙智子君 今、ちょっと中では答えなかつたんだけど、我が国の経済社会を取り巻く環境がこのときも大きく変化していく、新前川レポートも出されていて、経済構造調整において、産業として自立し得る農業の確立が必要だということが言われていたわけですよ。

そして、TPPに対応するための改正かと言われば、農村の活力が失われるわけでございまして、その意味に関しては、農村に異なる活力を何らかの形で注入するというような施策の一つと考えております、またTPP以上に強い農業、また強い豊かな農村、そういうような観点から改正に至ったわけでございます。

その意味では、農家も変化はしておりますものの、その四十六年当時の減反政策への踏み出しが

案は、義務規定に変えることによって都道府県の基本計画並びに市町村の実施計画に言つてみれば、縛りを掛けるものになつてゐる。農業の構造改革に従つて条件に企業誘致を進めることになります。そこでなんですけれども、この法律の立法時、一九七一年というのは出稼ぎや離農対策もあつたと思います。当時の農業者は今よりもっと何かつたと思うんですね。統計を見ますと、農業就業人口のうち六十歳以上というのが三割を當時

え方の下にこの農工法改正というのを踏み切ったわけでございまして、実際にアンケートをいたしましたと、バイオマス発電所、介護施設あるいは道の駅、様々なニーズも他方であるわけでございまして、その意味においては、私ども、この農工法を改正するというのは、農村の在り方、人口の移動の姿でございまして、必ずしもほかの要因ではないというように思つております。

それで、當時、生産者米価が三十一年ぶりに引き下げられていますね。農業で生活できない状況が生まれたことのも要因としてはあるんじやないかと思うんですけど、大臣、どうですか。

いうようななものではないというように思つております。

かつては、基幹的農業従事者の平均年齢は何歳で、現在は、何歳ですか。農地を手放した若い農業者の仕事の確保する必要があるわけです。なぜなら、収入がなければ生活できない、まだ子供も小さいから状況は今大きく変わっていると思うんですね。

○紙智子君 ちょっと、農水大臣、ちゃんと質問を聞いていくくださいよ。私は四十六年当時の最初立法したときの話をしたわけですよ。

○紙智子君　そこでなんですが、今回の改正は
の一因になればどうような点もこの立法事実の中
に含まれてはいるということになりました。

○紙智子君 今、農村に活力を与えるという話もされたんですねけれども、今回、国の構造改革といふのは結局義務付けになるのですよね。改正案では、目的の中に農地の集団化その他というのを加えていて、任意であつた農業構造改善に関する目標というのを義務規定に変えましたよね。なぜか、これ任意を義務に変えたんでしょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) この農業構造の改善の目標でござりますが、立法時点におきましては

切つていたと。農業の構造改善を進めて担い手に農地を集めると、農地を手放した若い農業者の仕事を確保する必要があるわけです。なぜなら、収入がなければ生活できない、まだ子供も小さいから子供の教育費も払えなくなると。だから、当時から状況は今大きく変わっていると思うんですね。

現在は、基幹的農業従事者の平均年齢は何歳でしょうか。

○政府参考人（佐々木康雄君） お答えいたしました。

もちろんそういう、工場が乱立している、地方に回さないといけないし、地方も人を探りたい、雇用の場も設けたいという状況はあつたかもしないけれども、当時、実は米の過剰があつたりとか米の生産調整があつたり、減反政策が始まっているときで、そういうときにに対応するための策だつたんじゃないかということをお聞きしたわけですよ。大臣、先の今まで、今の改正まで言つちやつたんだけど。それで、減反が求められて、小規模経営では生活できない状況が生まれたんだと思うんですよ。

どういう状況での改正なのかと、直接のきっかけは、やっぱりTPP大筋合意に伴つて出されたTPP政策大綱。さらに、来年から減反政策が廃止になるわけですね。十アール当たりで七千五百円交付していた米の直接支払交付金は廃止されると。立法化のときも八八年に改正したときも、米政策の大きな変更が背景にあつたと思うんですよ。

それで、今回の改正では、米政策の更に大きな変更をする来年度から離農者が発生することを見通した改正なんじやないかと思うんですけど

義務的記載事項とされておりました。これが平成二十二年の義務付け、枠付けの見直しに伴いまして任意記載事項に変更されたという経緯がござります。

今回の改正に当たりましては、この記載事項といたしまして、第一条の目的の規定の中にあります農業とその導入される産業との均衡ある発展という文言ですとか、雇用構造の高度化に資するといった文言に着目いたしまして、この農工法の目的達成の手段として規定された措置に直接関わる目標については義務的記載事項とする、その目標

仕事として主に自営農業に従事している販売農家
の世帯員を基幹的農業従事者と申しております。
けれども、その平均年齢は直近の平成二十八年で
六十六・八歳となつてゐるところでござります。
○紙智子君 約六十七歳ということだと思うんで
すけれども、少し調べてみたら、前回の改正当
時、一九八五年なんですけど、平均年齢で五十五
三・七歳です。それから、一九七〇年当時でい
と、これ資料が見当たらなかつたんですけど
も、統計上でいうと六十歳以上が三割以下ですか
ら、多分四十代だったと。私、うちが農家だった
家の世帯員を基幹的農業従事者と申してあります。

昭和六十三年、今度、一九八八年ですね、本法は改正をされたと。改正された理由について、簡潔にちよつと政府の方、説明してください。

も、大臣、どうですか。

を達成するために行う措置については任意的記載事項とするが、こうした整理を行いまして、農業構造の改善に関する目標を義務的記載事項に言わしめます。

○政府参考人(佐藤速水君) 法の改正でござりますけれども、工業に関連する産業のうち、産業立地政策上、農村地域に誘導することがその業種の発展のために適切であること、また農業政策上、工業と同様又はそれ以上に

和四十六年当時の事情と違いました、ここまで大きな過剰感あるいは生産調整の必要性というものではありません。その意味におきましては、米政策と直ちにリンクするものではないというように思つております。

○紙智子君 結局、農地の流動化を進めて担い手に農地を集めていくと同時に離農者の仕事をつくりしていく、こういう構造改革をするかどうか。これは現行制度では任意だと思うんですよ。改正ば戻したということになります。

均年齢は六十七歳と。こういふ方が現実には農業の現場を支えているというわけですね。本来、こういふ人たちが継続して営農できるよう、支援することが必要なんだと思うんですよ。営農の継続ではなくて、法律を改正してまでこの

就業機会を確保する、農水省はそういうふうにしているんでしょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) 今回の農工法の趣旨でございますが、高齢化、人口減少が進展している中で、地域コミュニティ機能の維持に影響が出ています。農村を振興するといった見地から、地域の様々な農業者や地域住民、いろんな世代の方々がいらっしゃいますが、そういった方が地域で住み続けられるようになると。そのためには、農業を魅力ある産業にすることも重要でございますが、同時に、農業以外の選択肢を用意するということで、就業機会の創出ですか所得の確保を図るといったことが課題になっているといふ。そういう認識に基づきまして、今般、農工法の改正法案を提出させていただいているところでございます。

○紙智子君 六十七歳というと、今まだ元気ですよね。だから、まだ働けるという人たちもたくさんいる。もちろんその選択というのはいろいろあると思うんですけども。

それで、農家レストランについていえば、この法律を改正しなくとも六次化ができるんだと思うんですよ。それから、都市から農村に来る人のためという話もあるんだけれども、そこまでして農地を転用する必要があるんだろうかというふうに思います。

一般財團法人の日本立地センターというところが地域経済活性化対策調査というのをやっています。そこでは、経済のグローバル化等による国内需要、生産の縮小により工業跡地等は全国各地で増加傾向にある、少子化や過疎化、市町村合併等による学校の統廃合が進み、各地で廃校が増加傾向にあるというふうに現状を報告しているわけですね。企業を誘致するのであれば、この工業跡地をもつとちゃんと使うべきなんじゃないか、農水省が農地を転用してまで企業誘致を進める必要はないんじゃないかと思うんですね。農工法においても、造成済みの農工団地において企業が立地していない遊休工業農地、これが全

国に千四百ヘクタールあるといふにいいます。なぜ遊休工業用地がこんなに出ているんです。なぜ遊休工業用地がこんなに出ているんでしょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) 自治体への聞き取りによりますと、千四百ヘクタール余りの遊休工場用地の発生要因でございますが、企業の立地動向を基に規模を推計したけれども、それで先行的に工場用地を造成しましたけれども見込みどおりに企業が立地しなかったといったような事情ですか、あるいは予定していた企業が経済情勢の変化に伴つて立地を取りやめたといったような事情か、あるいは承知をいたしております。

○紙智子君 ですから、千四百ヘクタールというのは元々は農地だったわけですよ。農地の転用の目的が達成されなかつたと。全国で工業跡地などが増えているわけです。

今回、この農工法を改正して、企業を誘致するために農地の転用が進むんじやないかということを一つ聞きたいたのと、もう一つ併せて、もうちょっと具体的に聞きますけれども、進出企業、スーパーで大型商業施設でもいいんですけれども、この進出企業が要求する面積が、例えば五ヘクタールとか十ヘクタールとか大規模な用地を求めてきたとする、一方、出せる農地は五ヘクタールも集まらなかつたと。進出企業が求める用地面積と出せる農地面積が合わない、マッチングできない場合はどうするんでしょうか。これ、二点お答えをください。

○政府参考人(佐藤速水君) まず、安易な農地転用を防ぐための手立てでございますが、これは、先ほどお答えしておりますとおり、今回の改正法案ではしっかりととした土地利用調整の仕組みを設けてございます。

国が策定する基本方針におきまして、農用地区域外での開発を優先するですとか、造成済みの遊休工業用地を活用す

る、それを優先させると。また、農業上の効率的な利用に支障が生じないようにするですか、産業の面積規模が最小限度であること。さらに、立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものとすることといったようなことを基本方針に書き込んで上で、主務大臣が都道府県の基本計画に書き込をし、都道府県が市町村の実施計画を確認をするというような、これまで以上に土地利用調整をしっかりと行う仕組みを設けまして、安易な農地転用が起らぬようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、二点目の産業と地域の土地事情とのマッチングのお話でございます。これにつきましては、国の基本方針ですか、都道府県の基本計画を受けまして、市町村が、産業導入地区の区域、導入すべき産業の業種や規模、産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項を定めることとしております。その際、市町村は、導入、立地を望む企業の意向を踏まえまして、既存の遊休地がある場合にはその活用を優先させるとか農用地区域外での活用を優先させるとした上で、やむを得ず農地を利用する場合におきましては、農業者等の意向を確認しつつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことですか、導入産業の面積規模が最小限度であることを確認して、調整を行ながらマッチングといいますか、調整をする中で実施計画をまとめ上げていくものというふうに考えてございます。

○國務大臣(山本有二君) 我々としましては、そ

れぞれうまくマッチングをして、農業競争力強化支援法における関連産業が再編することにおいて、機械メーカーなどが力強い、新しい収益を得るというように期待をしております。

他方、農工法の改正法案では、これはむやみな農地の転用は許さないけれども、もしそうした新しい立地があれば、工業にかかるわらず、サービス業でも、あらゆる産業を受け込んでいく、もちろん計画の下でございますけれども、それで農村人口が歩留りをし、遠くまで働きに行かなくても家族が仲よく暮らしていけるということでございまして、必ずしも相反するテーマになるというふうには思つております。できるだけ、そうした意味で、関連産業もこの農村地域に更に再編して展開できるように、そうした計画を進められるよう努めをしていきたいというふうに思つております。

○紙智子君 前回の参考人質疑をやつたときに、やつぱり現場では、いろいろな農薬だとか肥料だとか、そういう中小企業、顔の見えるところいろいろ相談しながら、機械もいろいろ相談し

そこで、先日、農業競争力強化支援法の質疑をしたんですけれども、今後の農村地域の姿がどうなるのかということを考えるわけです。それで、お聞きしたいんですけども、農業競争力強化支援法というのは、この地域で営農を支えてきた中で働く労働者の雇用を前提にして政府は就職をあつせんするという仕組みなわけです。それで、農業に関連する企業を再編、リストラする一方で、農工法を改正して農業と直接関係のない一般企業も誘致していくと。農業を基幹産業と位置付ける地域で、本当に今まで積み上げてきた企業とのつながり、人のつながり、こういうものを断ち切ることになつていくわけで、これって農水省がやることなんでしょうかと思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

たりとかしながらやつてきたと。そういううつながりがすごく大事で、困ったときには相談できる。そういううつながりを言ってみれば切ってしまって、何か新しいものを入れて、本当にそれで成り立つかという問題提起もあったと思うんですよ。

私、農業を基幹産業として位置付けている自治体というのは、やっぱり農業を中心とした地域政策を進めていくことが必要だと思うんですね。例えば、私のいる北海道の十勝の基幹産業というのは農業なわけですよ。農業を中心に据えた町づくりをしてきていると。地域経済の活性化を図るうといふことで、中小企業の振興基本条例を作ったといふうに聞いているんです。それで、基幹産業である農業の産出額が二〇一六年で三千二百三十三億円だったんですけども、食品製造額で、二〇一〇年は一千百一十九億円から二〇一四年には一千三百七十九億円に伸びている。それで、小麦の生産量が全国の四分の一といふことで、小麦の製粉工場を造つていこうということで造つてもいる。

やっぱり、企業を誘致して雇用も増やてきていて、小麦の生産量が全國の四分の一といふことで、小麦の製粉工場を造つていこうといふことで、小麦の生産量が全國の四分の一といふことで、小麦の製粉工場を造つていこうといふことでも、こういう取組を支援するといふのが本来農水省の役割なんじゃないかと。やっぱり、地域に根差して循環型でちゃんと結び付いて地域の構成員としてやつていくと、そういうところにこそ支援するのが農水省の役割なんじゃないのかといふふうに思つんすけれども、大臣、こういう在り方、それこそが地域を強くして農業を強くするということになると思いませんか。いかがでしょうか。

○國務大臣(山本有二君) 地域政策も必要、そして産業政策も必要ですが、両方が相まって、紙委員が御指摘のように、農業関連産業が農村にあることによつて農村の皆さんとの二ーズをまた把握して、新しい機械あるいは新しい肥料を作成いただけるような、そんな循環があることはまさに農村地域の理想だらうといふうに思つております。

○紙智子君 私は、そういうことでいようと、わざわざ農工法をやらなくていいんじゃないかなと

いうふうに思うわけですよ。

地域のやつぱり自主性、創意性を生かした農業振興を支援するということが大事だと思うんですね。

地方自治体を政府の政策で縛りを掛けたかえつて不自由にする、農地を集約して企業を誘致するということではないということを申し上げて、質問を終わります。

○儀間光男君 日本維新の会の儀間です。農林水産省が出したQアンドAの中で、空き家や廃校についてのQアンドAがありますけれど、私の地元沖縄で、北部に今帰仁村というのがあります。今帰仁というのは、我々も小さい頃読めなかつたんです、発音を聞いて覚えたんです。そこに湧川集落があるんですが、村立の湧川小学校というのがあつたんですね。これを、N.P.O法人、農業法人持つてある伊志嶺さんという人が、あいあいファームという、周辺農家から土地も借りて、農家の人たち、生産、栽培に参加させて、いろんな多様な六次化してあるんですね。

それで農林水産大臣賞を得たんですが、これは

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法によりまして、これまで六十二万人の雇用が生み出されました。他方で、農業構造改善の状況を見ますと、この農工導入地区における担い手への農地集積率が農工導入地区以外の市町村に比べて約一〇%ポイント高いといふところからすると、農工実施地区におきましては農業の構造改善がほかの地区に比べて進んだといったようなことは、これまでの実績から見て言えるのではないかといふように評価をいたしております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

それで、いわゆる過疎地域の雇用機会を増大し、少なくとも人口の流出を止める効果があつた、こういふうに評価しているんですね。私は、それと同時になぜしながら地域が過疎化していくかといふと、そういうことにもかかわらず、それを上回るスピードで過疎化が進行していったといふことが現状ではないのかなと思つたり考えたりいたしております。

だから、この度の改正の業種の拡大が行われ、新たな計画を策定され、農村の活性化を促す一因となつてほしいと願うのは同じですが、実施計画

案ができたのが昭和四十六年ですね。そのおかげで雇用総数が政府の資料によると六十二万人に上つたと、こうあるんです。しかも、地元からの雇用が六五%を占めていた、それで農村地域の就業機会の創出に成果を上げたと。確かにそうだと

思いますね。

でも、このことは、単純な考え方で見てみると、就農する機会もこのおかげで、失つたと言うと失礼ですが、農村全体が良くなるのはいいことです

から失つたとは言いませんが、離農者も出たんで

はないかといふことがあるんですね。単純に、創出に成果を上げた、これは評価するんですが、同時に離農者もつくつてしまつたではないか、そして休耕地をつくつてしまつたではないかといふようなりリスク面も少し今後も考える必要があるということから今の話にしたんですが、佐藤振興局長、いかがでしようか。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法によりま

して、これまで六十二万人の雇用が生み出されま

した。他方で、農業構造改善の状況を見ますと、この農工導入地区における担い手への農地集積率が農工導入地区以外の市町村に比べて約一〇%ボ

イント高いといふところからすると、農工実施地

区におきましては農業の構造改善がほかの地区に比べて進んだといったようなことは、これまでの実績から見て言えるのではないかといふように評価をいたしております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

それで、いわゆる過疎地域の雇用機会を増大し

た、少くとも人口の流出を止める効果があつた、こういふうに評価しているんですね。私は、それと同時になぜながら地域が過疎化していくかといふと、そういうことにもかかわらず、それを上回るスピードで過疎化が進行していったといふことが現状ではないのかなと思つたり考えたりいたしております。

だから、この度の改正の業種の拡大が行われ、

新たな計画を策定され、農村の活性化を促す一因となつてほしいと願うのは同じですが、実施計画

した場合での立地二ーズといふのは一定程度ある

○儀間光男君 結構です。ありがとうございます。

実は、二、三か月前、その受賞パーティーを

やつたものですから、今このQアンドAを見て、

全く理屈どおりにできたんだないふうに思つての確認でした。ありがとうございました。

それでは、法案に入つていきますが、この現法

案ができたのが昭和四十六年ですね。そのおかげで雇用総数が政府の資料によると六十二万人に上つたと、こうあるんです。しかも、地元からの雇用が六五%を占めていた、それで農村地域の就業機会の創出に成果を上げたと。確かにそうだと

思いますね。

ちなんに、調査資料によると、既存計画の縮小、廃止、つまり四十六年にできた法律の縮小、廃止、これが二・六%ですね、市町村のお答えは。昨年の調査で、十年間の実施計画の意向調査の資料であります。それを見ると、既存の計画の縮小、廃止が二・五%，新規策定、変更の考えはないかといふことがあるんですね。単純に、創出に成果を上げた、これは評価するんですが、同時に離農者もつくつてしまつたではないか、そして休耕地をつくつてしまつたではないかといふようなりリスク面も少し今後も考へる必要があるということから今の話にしたんですが、佐藤振興局長、いかがでしようか。

○政府参考人(佐藤速水君) この農工法によりま

して、これまで六十二万人の雇用が生み出されま

した。他方で、農業構造改善の状況を見ますと、

この農工導入地区における担い手への農地集積率

が農工導入地区以外の市町村に比べて約一〇%ボ

イント高いといふところからすると、農工実施地

区におきましては農業の構造改善がほかの地区に比べて進んだといったようなことは、これまでの実績から見て言えるのではないかといふふうに評価をいたしております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

それで、いわゆる過疎地域の雇用機会を増大し

た、少くとも人口の流出を止める効果があつた、こういふうに評価しているんですね。私は、それと同時になぜながら地域が過疎化していくかといふと、そういうことにもかかわらず、それを上回るスピードで過疎化が進行していったといふことが現状ではないのかなと思つたり考えたりいたしております。

だから、この度の改正の業種の拡大が行われ、

新たな計画を策定され、農村の活性化を促す一因となつてほしいと願うのは同じですが、実施計画

した場合での立地二ーズといふのは一定程度ある

○政府参考人(佐藤速水君) 済みません、今、今年の話なのか去年の話なのかも含めて、分かる者がおりませんので、ちょっとお答えできず申し訳ございません。

○儀間光男君 結構です。ありがとうございます。

それで、いわゆる過疎地域の雇用機会を増大し

た、少くとも人口の流出を止める効果があつた、こういふうに評価しているんですね。私は、それと同時になぜながら地域が過疎化していくかといふと、そういうことにもかかわらず、それを上回るスピードで過疎化が進行していったといふことが現状ではないのかなと思つたり考えたりいたしております。

だから、この度の改正の業種の拡大が行われ、

新たな計画を策定され、農村の活性化を促す一因となつてほしいと願うのは同じですが、実施計画

した場合での立地二ーズといふのは一定程度ある

策定数を見て分かるとおり、農工法による農村地域への工業導入促進事業が今までではもう暗礁に乗り上げたことが指摘されますね。実態としてはこれが十二分に承知をしていらっしゃつて今回の法案が出たと思うんですね。

ちなんに、調査資料によると、既存計画の縮

小、廃止、つまり四十六年にできた法律の縮小、

廃止、これが二・六%ですね、市町村のお答え

は。昨年の調査で、十年間の実施計画の意向調査

の資料であります。それを見ると、既存の計画の

縮小、廃止が二・五%，新規策定、変更の考えは

ないと答えたのが四・九%，分からぬが四

六・五%，それから新規計画の策定してよろしい

というのは三%にすぎないんですね。分からぬ

も含めると、分からぬは分からぬですから統

計に入らないんですね。この数字が示しているよ

うに、計画の新規策定、変更是考えていない、分

からぬが全体の八割強になつています。

したがつて、その同計画の主体が地方自治体で

ないが全体の八割強になつています。

うに、計画の新規策定、変更是考えていない、分

からぬが全体の八割強になつています。

ある以上、地方自治体の主体性を尊重しなければ

ならないと考えるんですが、先ほどいろいろ質

問がありましたけれども、農水省は今後、実施計

画策定に向けて地方自治体とのような連携を

図つてその実施計画の増加を図つてこの今回の法

案がスムーズに導入されるかを、どうお考えかを

ちょっとお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤速水君) 今、儀間委員が御紹介なさいましたこのアンケート調査の結果でございました。このアンケートは、現行法、現行の農工法の下で、すなわち対象業種が現在の五業種に限定されていると、こういう前提で、今後、農工団地の新規計画の策定等を行う考えはあるかと、こういう調査でございました。

一方、昨年の十二月に実施したアンケートで

は、農工法の五業種以外の業種について立地の照

会があつたところが百二十九市町村あつたとい

うことでございますので、この五業種の限定を廃止

した場合での立地二ーズといふのは一定程度ある

のではないかと思つております。

そこで、この市町村が産業導入を図る際に策定する実施計画でございますが、もとより、委員御指摘のとおり、地方の自主性、市町村の自主性を尊重することはもちろんではござりますけれども、国といたしましては、この市町村が策定する実施計画に基づく産業の立地、導入が円滑に進むよう、関係省庁とも連携しながら市町村に対し支援を行つていただきたいと考えております。

具体的には、農水省の農山漁村振興交付金におきまして、この実施計画を策定した地域を対象にいたしまして、地域資源活用施設ですとか就業支援施設等の施設整備を支援をしたいと考えておりますし、また、内閣府の地方創生推進交付金におきましては、農工法に基づく実施計画と関連する事業についての優先的な取扱いを講じるということにしております。また、地方農政局に支援施策の活用窓口を設置いたしまして、地方自治体、さらには事業者等に対しまして、業種横断的な税制の積極的な活用も含めまして各種支援措置について相談の受付を行うというようなことを考えてござります。

○儀間光男君 それを受けまして、それじゃ、お尋ねしたいんですが、今後、市町村と調整しながら、連携しながら、実施計画、当面何市町村を予想するのか、全市町村というわけにいかぬと思いどろぐ配置しようとしているのか、さらには雇用予定数はどうなつてているのか、具体的に計画をお持ちだつたらお示しをいただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤速水君) 市町村の実施計画の策定数でござります。

これまでの実績を見ますと、制定直後の昭和四十年代には大体百五十から二百の実施計画が策定されておりました。また、農工法の活用実績が非常に旺盛だった昭和六十年前後の状況ですが、年間約三十から四十の実施計画が策定されておりましたけれども、近年は一桁で推移をしていくところ

でござります。

今後、この改正農工法によつてどのくらいの実施計画が策定できるか、確たる見通しが立てることはなかなか難しい状況ではござりますが、なるべく多くの地域で実施計画を策定してもらうべく、先ほど申し上げました支援措置なんかも講じながら市町村を支援してまいりたいと考えております。

また、今般の改正を受けまして多くの市町村で計画を策定していくことが見込まれますが、この市町村におきましては、今後、日本全体の総人口が人口減少していく中で、どの程度のその市町村の居住人口の見通しを立て、どの程度の雇用創出効果が見込める産業の導入を図るのかといったことですとか、また実際にどの程度産業の導入が進むのか、これらについてはこれから市町村が実施計画を定める過程で検討していくことになるといふふうに考えております。

このため、具体的にどの程度の居住者の増加ですとか雇用の増加が図られるのか、現時点では一概に見通しを立てることは難しいと思いますけれども、この産業の導入によって一定程度は雇用の増加、居住者の増加が図られるのではないかといふふうに考えております。

○儀間光男君 私は、やはり市町村の実施計画も、最終的なジャッジは政府が、皆さんのがやるわけですよ。市町村の計画が出てくる、それを判定、ジャッジするのは皆さんでしよう。それは違うの。

○政府参考人(佐藤速水君) この市町村の計画をジャッジしますといいますか、確認るのはこの法律上は都道府県ということになつております。

この法律では、国が基本的な方針、基本方針を定めまして、この基本方針に基づいて都道府県が基本計画を作ります。この国の基本方針と都道府県の基本計画に基づいて市町村が実施計画を作る、この市町村の実施計画は、都道府県が同意協議をする中で確認していくと、こういうスキームでなつておりますので、国が直接市町村の実施計画

に対して確認をするとか承認をするというスキームにはなつてございません。

○儀間光男君 たしか、今回の法案では、都道府県を排除するんでしよう、基本計画は都道府県は出さなくたつていいと、排除すると。それでもやはり市町村のは、ジャッジ、都道府県がやるの。どうなんですか。

○政府参考人(佐藤速水君) 先日の提案理由説明で申し上げました都道府県の廃止と申しますのは、都道府県が広域の実施計画を作るというのが現行の制度でございます。これは二十へクタール以上の工業団地を言わば先行造成的に都道府県が事業主体となつて工業団地を造成するというものでしたら、これがここ十年以上実績がないということで、これについては廃止をすると。実施計画を都道府県が作るというのを廃止しますが、市町村が作る実施計画の上位計画であります基本計画につきましては、これは引き続き都道府県が作るということで、改正前と同様の仕組みにしております。

○儀間光男君 ちょっと誤解がありました。よく分かりました。

それで、いつも言うんですが、市町村の首長の政策や、あるいはその性格やそういうもので、積極的な人、中間の人、それからまあ何でもいいやといふ三つのグループに分かれんんですよ。ケセラセラの人もおるんですね、いろんな業務をやっているときに濃淡があつて、これは相当地域差が出てくるということが予想されるんですけど、その辺の見解はいかがでしょうか。それでいいのかどうかですね。

○政府参考人(佐藤速水君) それがいいか悪いかとお尋ねになりますと、なかなか答え難いところがございますが、そういつた市町村におきましても、やっぱり物事を決めるのは市町村長お一人ではございません。地域の発意ですか、あるいは地域の熱意が地域の行政を動かすといったようなケースもあると思います。

そういうふうな地域のそれこそ内発力といつたようなものに我々としては期待をし、またそいつた地域の取組を国としても予算面、事業面その他で支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○儀間光男君 それはよく分かっていて、それでいいんですが。ということは、市町村が行う事業人々が寄つて、濃ゆい方はこれに対応するのに財政的に窮するんですよ。現場経験してみてよく分かつたんですね。ですから、ある程度、おまえのところ全くやらぬじや駄目だよと言つて少しばかり市町村のは、ジャッジ、都道府県がやるの。ご存じですか。

○儀間光男君 それはよく分かっていて、それでいいんですが。ということは、市町村が行う事業人々が寄つて、濃ゆい方はこれに対応するのに財政的に窮するんですよ。現場経験してみてよく分かつたんですね。ですから、ある程度、おまえのところ全くやらぬじや駄目だよと言つて少しばかり市町村のは、ジャッジ、都道府県がやるの。ご存じですか。

○儀間光男君 ちよつと誤解がありました。よく分かりました。

それで、いつも言うんですが、市町村の首長の政策や、あるいはその性格やそういうもので、積極的な人、中間の人、それからまあ何でもいいやといふ三つのグループに分かれんんですよ。ケセラセラの人もおるんですね、いろんな業務をやっているときに濃淡があつて、これは相当地域差が出てくるということが予想されるんですけど、その辺の見解はいかがでしょうか。それでいいのかどうかですね。

○政府参考人(佐藤速水君) それがいいか悪いかとお尋ねになりますと、なかなか答え難いところがございますが、そういつた市町村におきましても、やっぱり物事を決めるのは市町村長お一人ではございません。地域の発意ですか、あるいは地域の熱意が地域の行政を動かすといったようなケースもあると思います。

そういうふうな地域のそれこそ内発力といつたようなものに我々としては期待をし、またそいつた地域の取組を国としても予算面、事業面その他で支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

ベルト地帯へ出ていきましたが、父ちゃんは父ちゃんで今度は季節労働へ出てしまう。残った感じで、なんですが、今では更にこれが悪い意味で進化していると思うんですね。今、二ちゃんですよ、じいちゃん、ばあちゃん。子供たちは一齊に都市部へ出て、担い手で残っている方々も大分おるんですけど、統計上は六十七、八歳ですから、もうじいちゃん、ばあちゃんがつないでいるんですね。

そういうことを是非ともやつていかなければならぬので、ただ単に、農工、工業団地をつくつて、そこに吸收されたからめでたしめでたしじゃないんですね。この二ちゃん農業の人たちが農業終わったときにはどうするかということをこれから考えるべきだと思ふんですが、その辺の見解を示

○政府参考人(佐藤速水君) そういうふた高齢者の方々も、人生、平均余命が伸びておりますし、農業をリタイアしてもまだまだ自己実現のために社会貢献したい、働きたいというようなことがあります。

その際に、肉体労働、農業はきついけれども、しかしこの農業で培つた経験を生かして、例えば農家レストランとか農泊の取組で様々な技術的なことを来場者に披露したいといったような、そういういつた意味で活躍の場ができると、そういうふたよなことにこの農工法で活用が図られるということであれば、この農工法の一つの効果としてプラスの効果が期待できるのではないかとうるうに考えてございます。

○儀間光男君 悪いことじゃない、いいことだと思ふんですが、皆さんが調査した資料、導入実施計画、市町村に対して、五年以内の農工団地に立地したいとのことの照会を皆さんやつてあるんですねが、農家レストランあちこちで盛んですけれど、この市町村のアンケートを見るといふと、たつた八件、希望しているところ。これを見るといふと、電気業、いわゆる木質バイオマスが九十三で、農産物直売店、いわゆる相対売りですが、こ

これが三十二件と高いんですね。そういうことで活路を見出す、まあその程度の数字しかないのでなと思つたりもいたしましたが、そんなに需要が高くない。活路を見出すというほどのものじや、これから見ると、統計から見るとそうなつてゐるんですよ。

たから、そういうことになると、かねてからして、このお作
を作ることによって、就業の機会を農村地域に与え
よう、呼び起こそうといふことで、離農者や小規模
農業を、何といふかな、供給源にしたいといふよ
うな状況にあるんですが、これはどうかと思うの
で、こういう限定的にしてしまつて、離農者ますま
す増えていくつて、農村がますます疲弊していくと
いうようなことをえできるわけですから、これは
余り、離農者ももちろん再就職せぬといけません
から大事ですけれど、こういふことを限定しない
で幅広くやつた方がいいと思うんですが、どうな
んですかね。

○政府参考人（佐藤速水君） 私どもも、御指摘のとおり、この導入産業の雇用対象でございます

というようなことをしないといふと、農村地域に配置された工業や商業の中に、関連産業の中に入つたはいいけれど、遠いところを通勤でやつてしまふと、再生できなくなると思うんですよ。農家が衰退してしまう、依然として過疎化していくてしまう。ということは、地域の文化も全部失つてしまふということになりかねないんです。この辺どのようにお考えですか。都市部から入れるということを、離農者や小規模ということも含めて、都市部から入れてくるんだというようなことを方向付けほししいんですが、その辺いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤速水君) この農村地域に導入するのですが、よそから持つてくるものだけではなくて、まさに地域内発型産業、地域で起こしていくもの、そういうことも含めて導入といふ用語を使つております。そういうふた意味では、外から持つてくる産業あるいは中から起こす産業をひつくるめて、産業を導入していくことになります。

方創生をしよう、地方に人たちを戻そうということと、あの計画が始まつたんですが、逆になつたんですね。結果は、一時間で行けるんだつたら医療や教育やいろんな生活に便利なところから通つた方がいいということで、地方へ戻らなかつたんですよ。それが今まで集中的に東京一極集中であつて、そういう現象が生じて列島改造論が出たと私は思つているんですが、あるいは、地方創生は今までたくさん総理がやりましたよ。竹下さんがやりましたし、直接一億ずつ市町村に渡したのかな。そのようなことで何回もやつてきているんですが、成功しなかつた。理由は何かといふと、地方に呼び込む魅力あることができなかつたからですよ。

その際に、先ほど答弁申し上げましたとおり、そこでの雇用対象は、今現に農村地域に住んでいらっしゃる農業従事者に限らず、働く場所がなくなってしまうと地域の外に出ていかざるを得ないような、そういう方にも含めまして、またさらに、地域で、農村で雇用があれば移り住みたいとういう、考えている人がいらっしゃるとすれば、そういう方までも雇用対象にして施策を進めていくといったようなことを考えてございます。

○儀間光男君 地方創生の面からもそれは大事なことですが、地方創生が始まつたのは、実は私の認識するところでは昭和四十七年、時の総理大臣田中角栄総理が日本列島改造論、これを、高度成長の中で農家が疲弊して集落がなくなる危機を感じた時の田中さんが、改道論でもつて、一時間以内で通勤のできる新幹線、快速あるいは高速道路、北海道から鹿児島まで。沖縄は、高速道路はあるけどつながつていません。鉄道ももちろんあ

方創生をしよう、地方に人たちを戻そうということで、あの計画が始まつたんですが、逆になつたんですね。結果は、一時間で行けるんだつたら医療や教育やいろんな生活に便利なところから通つたと私は思つてゐるんですが、あるいは、地方創生は今までたくさん総理がやりましたよ。竹下さんがやりましたし、直接一億ずつ市町村に渡したのかな。そのようなことで何回もやってきているんですが、成功しなかつた。理由は何かというと、地方に呼び込む魅力あることができなかつたからですよ。

だから、今回この法律ができるんだつたら是非そういうこともしないといかぬのですが、それは、地方によつて医療も教育も、それから交通関係も観光もできるんだということにしないと、国交省のいうコンパクトシティー、今皆さんの計画の中にそれありますからいいことです、ここは各省庁が串刺しになつて横断的にやらなければならぬんですけど、どうしたわけか、国交省が今回抜けるんですね。同時に、教育も大事でですが、今度は文科省が入つていません。主務大臣、四大臣から三大臣になつたんですね。いわゆる交通関係を見ると、国交省もなお主務大臣として残つていいんじゃないか、観光だつてそういうじゃないか。追加して教育がありますから、医療もある、医療は厚生がありますから、農林水産があります。教育がありますから文科省も主務大臣に入つていいと思うんですが、この二つの関係、どうなんでしょうね。これは大臣に聞きましたよ。

○國務大臣(山本有二君) すべてから地域に住まう人たちが幸せに永続して長期間住むためには、先ほどおつしやられました国交省における住宅や都市開発、あるいは文科省における幼児教育や高等教育、そういうもののうまくマッチングがなければ長期的な地域維持ができません。

そんな意味では、主務大臣に国交省あるいは文科省必要だろうというように思つておりますが、おいて工業以外の四業種を対象業種に追加した際に、これら事業者が必要であるとする施設であつて、かつ農村地域において整備が遅れている施設として共同流通業務施設の整備について規定したことによつて、道路貨物運送業、倉庫業等に係る流通業務施設の整備を所管する国土交通大臣を特に主務大臣として追加をいたしました。そんな意味で、この次にこうした業種にとらわれないといふことになつたものですから、國交大臣が主務大臣から削除されたわけでございます。

今後、厚労大臣も國交大臣も必要でございますけれども、都道府県あるいは市町村、その主体がしっかりと関与していただきことによつて、十分、そうした大臣が所管でなくとも地域を守つていく、また相互関連する様々な施設を呼び込んでくれるというように思つておりますので、そんな意味で、我々としては、必ずしも主務大臣に文科も国交も入れることによってといふよりも、都道府県や市町村の主体性でもつて十分カバーできるというように認識したところでございます。

○委員長(渡辺猛之君) 時間が来ておりますのでお願いします。

○儀間光男君 もつと続けたいんですが、時間がありませんので次の機会に回したいと思います。

○委員長(渡辺猛之君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、平野達男君が委員を辞任され、その補欠として渡辺美知太郎君が選任されました。

○森ゆうこ君 希望の会(自由・社民)の森ゆうこでございます。

農工法、質問通告しておりますけれども、まあいつもなんですかね、質問最後なものですから、ほとんど先生方質問していただいたんです

けれど、一点確認させていただきたいんですけど、食料自給率、この目標、これを達成するためには、農業はやはり土地と水そして農業者。農地がなくなつたら農業できないわけですね、幾ら施設園芸とか野菜工場とかといつても。政府自身、土地の確保、農地の確保について目標を掲げているわけです。でも、今回のようない農工法の改正、そして未来何たら、とにかく農地転用を促進する法律ばかりなんですよ。

そうすると、この一億人以上の国民の食料自給率の確保のために農水省がしっかりと農地として確保しておくべきと考える農地というのは、一体どれぐらいなんですか。

○政府参考人(佐藤速水君) 農地は国民に対する食料供給のための生産基盤でございます。食料自給力の確保を図る上で、今後とも優良農地を確保していくことが基本であるということで、この基本計画におきましては四百万ヘクタールの農地を確保するということがしっかりと定められているところでございます。

今回の農工法改正法案ですか地域未開投資促進法案でございますが、先ほど来御説明申し上げておりますとおり、産業の施設用地と農地との土地利用調整をこれまで以上にしっかりと行うような仕組みを設けることで、優良農地を確保しながら農業と導入産業との均衡ある発展を図ることに考へておられます。

この二つの法案並びに農振制度と農地転用許可制度を適切に運用することによりまして、今後とも優良農地の確保を図つてしまいりたいというふうに思つています。

○森ゆうこ君 そうはいつても、既に四百四十七万ヘクタールまで我が国の農地面積は減少しております。その平成三十七年に目標として掲げる四百四十万ヘクタールの確保、そんなものおぼつかないんじやないんでしょうか。とにかく今、農水省の農業政策はおかしいと山田俊男先生もこの間の決算委員会でおっしゃつておられたと思いますけれども、政策の意思決定がおかれば、当初からそういうスケジュールがあつたん

しい、行政がねじ曲げられている、このことがこの農水委員会でも厳しく指摘をされてきたわけです。

そして、その象徴が加計学園問題であります。この間も言いましたけれども、皆さんがきちんと説明する義務があるんですよ。全然説明していない、資料も出さないということなんですかね。も、じゃ、まず、藤原さん来ていらっしゃいますね。

今治市イコール加計学園ですけれども、三十年四月の開学、これを目指しているということはいつもから知つていましたか。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。三十年四月ということにつきましては、以前から今治市はできるだけ準備をして早めに開学したいという御希望を聞いておりましたけれども、明示的に三十年四月ということをお聞きしたというのは記憶にございません。

○森ゆうこ君 今日は、皆さんのお手元に、資料一ページ目は今朝の朝日新聞の一面、「歎医学部の新設計画 行政ゆがめられた」という、前川前文部科学事務次官の獨白、激白であります。

そして、二ページ目は、これは実は情報公開で、今治市の議会に今治市議会国家戦略特区特別委員会というのが設置されておりまして、一応は秘密会の扱いらしいんですけど、その議事録、これを情報公開請求で得たものであります。その抜粋であります。

これは、昨年の九月二十六日月曜日の議事録でございます。個人名は私の方でマスキングさせていただきました。それで、この黄色でマーカーしておきました。それで、この黄色でマーカーしてあるところが今の開学の時期が書いてあるところでございます。「最速で平成三十年四月の開学を目指して、スピード感を持つて臨んでまいりました」と考えております。」と、これは事務局の説明です。で、委員長の発言があり、委員の質問があるわけです。「先ほどの説明で、平成三十年四月の開学を目指して」と言われたと思うんですけど、これは、当初からそういうスケジュールがあつたん

ですけども、」と。これは、当初から今治市はこういふう、そして加計学園はこのスケジュールはつきして、何度もこういふう話が出ているわけです。そして、企画課長で、「当初三十年四月というような目標ということを、市の立場という形で発言をさせていただいているところでございますけれども、」というのが云々とあって、次のページ見てください。これ、国家戦略特区での会議の報告をしているわけですね。「内閣府としましては、何とか三十年四月を目指して努力をするという姿勢を、この分科会を通じて見せさせていただいておりますので、それに向けて国の方は動いていくんだろうというふうに思つております」。

と。今治市のこれが特別委員会の議事録です。ということは、藤原さん、国家戦略特区で今治市イコール加計学園側は、内閣府として国家戦略特区でこういうふうなやり取りあつたんじゃないですか。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。九月二十一日の今治市分科会で、この三十年四月を開学するというところまでの議論が本格的に行われていたとは認識しておりません。

○森ゆうこ君 や、だつて、国家戦略特区でこういうやり取りがありましたという議会の中での説明の議事録なんですね。

私も、藤原さんおっしゃるとおりで、公開していらっしゃる議事録を見て、この肝腎の三十年四月開学というところがどこを読んでも出てこないんですね。当然、内閣府のホームページで検索を掛けてもヒットしないんです。ヒットするのいらつしやる議事録を見ても、この肝腎の三十年四月開学というところがどこを読んでも出てこないんですね。は、今年になつてから、正式に事業者で認定をされて、正式に説明を、プレゼンを加計学園がやるところからしか出てこないんです。でも、去年のうちにあつたでしょう、何度かそういうやり取りが。その部分だけ削除したんですか、議事録から。

まあ、じゃ、この公開していらっしゃる議事録は議事録の全てではないということによろしい

ですか。藤原さん。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。

議事録はそのときに議論したもの全てでござります。複数の分科会の出席者がおりますので、そういうことを削除などはさせていたいたものではなくございません。(発言する者あり)

○森ゆうこ君 その議事にあつた全てが議事録として残され、そして公開されているということです。

いいですか。それとも、今、櫻井先生からちよつと発言がありましたように、そもそも議事要旨なんだから、しゃべつた、発言した、それぞれの人たちが発言したこと全ては書いていない、記録としてアップしていないということなんでしょうか。

○政府参考人(藤原豊君) お答え申し上げます。

議事要旨でございますが、かなり議事録に近い形で、これは国家戦略特区諮問会議、区域会議、分科会等につきましては、要旨といいましても、ほとんど御発言のとおり書かせていただいておりますので、そういう意味では、そこで御発言、各メンバーの、参加者の御発言をそのまま議事要旨にさせていただいているといふござります。

○森ゆうこ君 議事録を、じゃ、正式に出しているただきたいと思います。

事務局長、加計学園、そして今治市、まあイコールなんんですけどね、とにかく三十年四月開学目指しているんだという発言をしてみると、これ市議会に報告しているわけですよね。何で皆さん認めないんですか。何で隠しているんですか。当初から三十年四月の開学はあつたんじゃないですか。うそつかないでください。事務局長。

○政府参考人(佐々木基君) お答えします。

先ほど藤原審議官の方から御答弁させていただきましたけれども、私ども、議事録は會議の模様を忠実に記録させていただいておりまして、そこで今は、今治市の方からはできるだけ早くという分科会での発言がございましたけれども、今先生御指摘のよう三十年開學ということは一切出ており

ません。それは間違ひございません。

○森ゆうこ君 とにかく記録出してください。

委員長、よろしいでしようか。

○委員長(渡辺猛之君) 後刻理事会で協議いたしました。

○森ゆうこ君 明らかになつてある。真偽を認めています。

いいですね。そういうことなんですね。そういうことなんですね。それとも、ほんのところは手挙げられないから加計学園に決めることができるのであります。そして、当初からそのやり取りはあつたということがあります。そうすると、ほかのところは手挙げているんじゃないですか。文部省から行きますかね。

副大臣、本当に副大臣、氣の毒だと思つてゐるんですよ。もう、黒を白と言わなきやいけないよ

うな答弁をもらつて、そういう答弁を繰り返され

ているというふうに、本当に氣の毒でなりません。しかし、副大臣は国民のために働くなきや

いといふふうに思ひますけれども、全くこの間か

らの質問にも答えてくださいといひんですけれども、先ほどの櫻井さんの質問にも答えていない

んですけれども、国家戦略特区、第五条に基づく

基本方針には、国家戦略特区運営の大原則が書いてありますけれども、その大原則の第一番とは何

でしようか。

○副大臣(松本洋平君) 国家戦略特区制度につきましては、次の三点の運用を原則とすることといふことに書かれているわけでありまして、ア、イ、ウござります。その第一番目は、情報公開の徹底を図り、透明性を十分に確保することとなつております。

○森ゆうこ君 全然情報公開の徹底図られていないじやないです。今まで私は皆さんから情報を得るためにどれだけの時間を費やしたと思っていました。

ところで、十一月九日の文案、そしてバブコメに追加された平成三十年度開設、ここで事実上京

都産業大学が手が挙げられなくなるんですけれども、それつてどういう行政手続ですか。

も、さらには一校に限ることとしないことで念押し

したわけです。

これ、それぞれ重要な意思決定なんですけれども、この条件についての三府省それぞれの組織における決裁文書をお出しいただきたいとお願ひしているんですけど、本当にないんですか。文部省から行きますかね。

○政府参考人(常盤豊君) お答え申し上げます。

獣医学部の新設に関して、今、森先生から御指摘のございました三十年四月開設と、それから一校に限ることを決定した文書についてでございますけれども、文書上の決裁は取つております。これらは文書につきましては、それぞれ内閣府を中心に関係省間の協議が行われ、文部省においても、大臣の御了解をいただきまして最終的に成案を得たものでござります。

○森ゆうこ君 いつから文科省つてそういう仕事の仕方になつたんですか。役所は、稟議書を回して裁判して、重要な意思決定のときには、稟議書回して裁判して最後意思決定するんじゃないですか。

○政府参考人(常盤豊君) 決裁文書ないんですね。義家さんになつてから決裁文書はないんですか。私のときはありました

が、私が大臣に御説明をし、御了解をいただきま

せんので作つております。

○森ゆうこ君 内閣府が取りまとめてるので文

科省と農水省は作る必要がないというようなこと

も、前にそんなお話を聞きましたので、じゃ、この取りまとめ、国家戦略特区ですからね、こんな重要な意思決定ですから、当然、意思決定の決裁文書、役所ですからあるはずですが、副大臣、どうですか。

○政府参考人(佐々木基君) お答え申し上げま

す。

ただいまの三つの画面でござります。まずは、昨年の十一月九日の諮問会議に付議した文案

でござりますけれども、これは從来からそういう扱いでござりますけれども、結局この文案は、会議の議決をもつて決定されるというものでございま

すので、從来から決裁を取つていないと扱いをさせていただいております。

それから、パブリックコメントの概要案でござりますけれども、これにつきましては、あくまで

もパブリックコメントということで意見を聞く案でございまして、告示案の本体ではないと。一月四日の官報告示に向けた途中の段階のものにすぎないということございまして、最終的には、当然ながら、共同告示の制定について決裁を取る必要がありますことから、格別決裁を取ることをしていないものでござります。

それから最後に、一校に限るという旨の三大臣名の文書につきましては、本年一月四日の告示に向けまして三府省で内部的に確認を行つたものにすぎませんので、直後一月四日の告示でその旨が明記、公表されるということもありまして、格別決裁を取ることをしなかつたものでござります。

山本大臣、何ですか、これ、行政ですか。法治国家でしょう、ここは。役所は重要な意思決定の

ときには、稟議書を回してみんな判こをつくんでですよ。何にもないんですか、決裁文書本当に

ます。

○政府参考人(今城健晴君) 繰り返しになります。

が、私が大臣に御説明をし、御了解をいただきま

せんので作つております。

○森ゆうこ君 その際には、稟議書を回してみ

んなことないんですか。役所は重要な意思決定の

ときには、稟議書を回してみんな判こをつくんで

ですよ。何にもないんですか、決裁文書本当に

ます。

○政府参考人(今城健晴君) 繰り返しになります。

が、私が大臣に御説明をし、御了解をいただきま

せんので作つております。

○政府参考人(佐々木基君) お答え申し上げま

す。

ただいまの三つの画面でござります。まずは、

十一月九日の特区諮問会議の文案、それから一校に限ることの十二月二十二日の三大臣の合意文

書につきましては、私から大臣に御説明をし、大臣に了解をいただきました。その上で、事務方が内閣府に回答をしました。その際に、書面での決裁行為は行つておりません。(発言する者あり)

○森ゆうこ君 不規則発言は控えてください。

○委員長(渡辺猛之君) 不規則発言は控えてください。

○森ゆうこ君 その意思決定はどうやってなされ

たか、じゃ、何にも記録が残っていないというこ

とですか。それつてどういう行政手続ですか。

○森ゆうこ君 驚きますね。決裁文書もない、どういう経過で意思決定が行われたのか確認する方法がない。法治国家でしよう。

た九月二十六日の文書でありますとか、十一月八日のメールは私のところにも届いております。

常盤局長 ここに局長のことが出てくるんですね。
けれども、十一月八日ですけれども、先日、加計
学園から構想の現状を聴取したことについて、昨

日、大臣及び局長より、加計学園からに対して、文科省としては現時点の構想では不十分だと考へている旨早急に厳しく伝えるべきという御指示が

ありました、局長からは先ほども、早く連絡して、絶対今日中と言われたところですと、こういふふーーーであります。

システィナ（あい）先生は、御絶賛（ごせつさん）されたが、言論（げんろん）の傳達（でんたつ）事項（じよう）ということで、当然文科省（とうぜんぶしやう）として、懸案（けんあん）に思（おも）っているであらう。我々（われわれ）も論点（りんてん）にしてき

た事項がここにあるわけですが、局長、御自分のことだから覚えていらっしゃるでしょう。本当のことをおっしゃってください。

十一月八日、こういうやり取りが、だから十一月七日に局長は、専門教育課課長補佐のところに

○政府参考人(常盤豊君) お答えを申し上げま
長にそうおつしやつた。部局にそうおつしやつ
た。そう言われた御記憶はありますね。

す。
今お話をいただいた文書といふことではございません
すなへども、二つ文書につきましては、私は

あるいは出でるなどいとも不明なものでござりますので、コメントは差し控えさせていただき

たいといふうに思つてござります。
○森ゆうこ君 私、文書のこと聞いていませ
ん。もう一回お答えください。

この日付からしますと、十一月八日にそういうメールが課長補佐から皆さんに送られているんですねけれども、局長からはその前日ということですから、十一月七日、十一月九日の国家戦略特区認問会議の前々日に、局長の方から、加計学園にて

○政府参考人(常盤豊君) 繰り返しになりますけれども、今お示しいただきました事柄につきましては、文書に即したお尋ねでございますが、入手経路、出どころ不明でござりますので、コメントは差し控えたいと思います。(発言する者あり)

○委員長(渡辺猛之君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(渡辺猛之君) 速記を起してください。

○政府参考人(常盤豊君) お答えを申し上げます。

私ども、様々な大学につきまして、設置申請に向け、いろいろ申請に至る以前の段階で御相談をさせていただくということはあることは確かでございます。これは加計学園に限つたことではございません。ほかの大学についても同様なことがあります。その中で具体的に私どもがどのようなことを申し上げているのかということについては、行政の意思形成過程の事柄でございますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思つてございます。

○森ゆうこ君 否定ができないんですね。こういう指示をしたということですね。

義家副大臣、先ほどから、今、常盤局長がお答えになつたような答弁の仕方で、答えられないということを午前中の文科委員会でもおつしやつておいたようですし、先ほどの同僚委員の質問にもそういうふうに言つていらっしゃいましたけれども、そのお答えはどのような法律的根拠を基にそうおつしやつているんですか。(発言する者あり)

○委員長(渡辺猛之君) 速記を止めてください。

賈長（渡辺海）
〔速記中止〕

後記を出してしまひ

○副大臣(義家弘介君) 先ほど櫻井先生からも御指摘があつたんですけれども、情報公開法第二条二項、「この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」、括弧のところを飛ば

し、「であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」という定めがございますけれども、この組織的に用いるもの、あるいは、今報道があるように、幹部が共有する等々のものというはどういうものなのかという解釈も明確に出ておりますが、まず、前提として、職員が単独で作成し、又は取得した文書であつて、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの、あるいは、職員が

自己の職務の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、職員の個人的な検討段階にとどまるものなどは組織的に用いるものには該

当しない」という解釈、これも正式に出ているものでありまして、つまり、組織的に用いることとして共用ファイルにないもの、つまり、政策決定プロセス

口セスに關してはあらゆるやり取りをいたしました。これは森委員も副大臣として様々やつてきたことで分かることと思いますが、そのやり取りのプロ

セスについては、これは行政文書として組織的に用ひるものとはなっていないと云ふことである。

○森ゆうじ君 本当に理解して書いていらっしゃるんですか。出したくなくてそういう書いているん

じゃないでしょうね。

りも公文書の管理に関する法律の方が問題になり、そして各省、この公文書管理法に基づいて管理規則を作っています。そもそも、公文書の管理

に關する法律では、第一条、目的として、現在及び将来の國民に説明する責任が全うされるように

まちませんが、産業導入のために施設用地として優良農地の真ん中が転用されてしまえば、農地の集約化どころではありません。野方団に農地転用が進めば、我が国の食料自給率、食料自給力の維持向上に不可欠な農地そのものが失われてしまいます。

政府は食料自給率、食料自給力の向上をうたっていますが、昨年の法改正で国家戦略特区での一般企業による農地取得を認め、さらに今国会において本法案や未来投資促進法案といった農地転用促進法案を提出するなど、全く逆方向を向いており、企業に農地を売り渡すことばかり考えています。

我が国は農地面積は昭和三十六年の六百九万ヘクタールをピークに減少し続けており、平成二十八年度には四百四十七万ヘクタールまで減少しております。本法案の改正などで減少が加速すれば、平成三十七年に目標として掲げる四百四十万ヘクタールの確保などとてもおぼつかないのではないかとあります。

農工法が制定されたのは昭和四十六年、当時は米の生産過剰が問題となつており、規模が大きくなり、生産性の高い近代的な農業経営の育成が求められていました。一方、工業サイドでも、大都市周辺における工場の過密等から農村への工場の立地が求められていきました。そんな時代背景の下、農工法は、農村地域へ工業を導入し、近代的な農業経営の育成の過程で転職する農業従事者の就業機会を確保するために制定されました。

しかし、それから約半世紀がたつた現在、農業、農村、工業を取り巻く状況はどう変化したでしょうか。工場の海外への立地が進み、農村では人口減少、高齢化が進みました。農工団地として造成されたものの企業が立地していない遊休工場用地は全国で千四百三十三ヘクタールに上り、計画面積も最近は横ばいでほとんど増えています。今この法律を改正したところで何にならぬのでしょうか。農村の人口は減少し続け、地域に根差していらない産業はやがて撤退し、農村には荒廃し

た土地だけが残り、地域社会は崩壊の危機にさらされるだけではないでしょうか。

今必要なのは、農業戸別所得補償制度を復活して充実させることを始め、農業に安心して取り組める環境をつくるとともに、地域に根差した産業を振興していくことです。農家、地域住民が農地という貴重な資源を生かし、農業や六次産業化に地道に取り組んでいくべきです。それを支えていくのが我々農林水産委員会、そして農林水産省の役割ではないでしょうか。

与党の皆さんもようやく声を上げ始めました。我が国は農業政策決定の過程が不透明であります。その象徴が加計学園問題です。民主主義は手続であります。法律に基づくオープンな議論がなされず、行政がゆがめられたと言われないように、もう一度農政を根本から見直すことを主張して、私の反対討論いたします。

○委員長(渡辺猛之君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺猛之君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(渡辺猛之君) この際、徳永君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本農林水産大臣。

○國務大臣(山本有二君) ただいまは法案を可決いたしまして、ありがとうございます。

○徳永エリ君 私は、ただいま可決されました農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

農村の高齢化・人口減少が進む中で、優良農地を確保しつつ、農業の持続的な発展を図るとともに、農村地域における就業の場を確保し、

農村の機能を維持していくことが重要である。よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 国が策定する基本方針において、既存の産業導入地区内に造成済みの遊休地がある場合

にはその活用を優先させることを明記すること。

た。また、農業と導入産業との土地利用調整を行な際には、農用地区域外での開発を優先

させるとともに、農業上の効率的な利用に支障がないようになります。

改正された土地改良法に基づく農地中間管理機構関連事業で費用負担を求めずに事業を実施した農地については、少なくとも農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区に含めないと明記すること。

二 都道府県の基本計画の策定及び市町村の実施計画の策定に当たっては、産業の施設用地と農用地等の利用調整が適切に行われるよう、必要な指導・助言を行なうこと。

三 法施行後の土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できなくなるおそれがあると認めるときは、所要の措置を講ずること。

四 農村地域へ導入される産業の業種が拡大されることに鑑み、農地法に基づく農地転用許可の特例や、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域からの除外の特例について

は、その厳格な運用に努めること。

五 農業・農村の維持発展のため、新規就農者の確保や農業の多面的機能の發揮に努めるとともに、産業を導入するに当たっては、六次産業化など地域に賦存する資源を活用する地

六 農村地域に導入される産業に地元住民及び地域への移住者が円滑に就業できるよう、雇用情報の収集・提供等の必要な支援を行うよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(渡辺猛之君) ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺猛之君) 全会一致と認めます。

よつて、徳永君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本農林水産大臣から発言を認められておりますので、この際、これを許します。

○國務大臣(山本有二君) ただいまは法案を可決いたしまして、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(渡辺猛之君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたい旨を御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十七分散会